

## 令和6年第5回平群町議会

## 定例会会議録（第2号）

招集年月日	令和6年12月10日					
招集の場所	平群町議会議場					
開会（開議）	12月10日午前9時0分宣告（第2日）					
出席議員	1番 関 順子 2番 須藤 啓二 3番 岩崎 真滋 4番 長良 俊一 5番 山本 隆史 6番 稲月 敏子 7番 植田 いづみ 8番 山口 昌亮 9番 井戸 太郎 10番 山田 仁樹 11番 森田 勝 12番 馬本 隆夫					
欠席議員	なし					
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 西脇 洋貴 副町長 植田 充彦 教育長 上田 薫 理事 寺口 浩代 総務部長 山崎 孔史 住民福祉部長 松本 光弘 事業部長 西岡 勝三 教育部長 川西 貴通 政策推進課長 浦井 久嘉 総務防災課長 岡田 康裕 税務課長 勝山 修志 住民生活課長 木崎 広親 健康保険課長 東川 美和 福祉課長 浅井 実千代 観光産業課長 竹吉 一人 都市建設課長 松本 浩至 上下水道課長 田中 伸明 教育委員会総務課長 酒井 智志 都市建設課参事 島野 千洋					
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 浅井 利育 主幹 高橋 恭世 主査 竹村 恵					
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。					

令和 6 年 第 5 回 (1 2 月)

平群町議会定例会議事日程（第 2 号）

令和 6 年 1 月 10 日 (火)

午前 9 時開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

一般質問発言順序

発言順序	議席番号	氏名	質問要旨
1	2番	須藤 啓二	1 メガソーラー工事について 2 生ゴミ処理の推進
2	3番	岩崎 真滋	1 公共下水道のこれからについて 2 特産品でお料理体験イベントを 3 星空イベントについて
3	5番	山本 隆史	1 自主防災組織の活性化を目指して
4	11番	森田 勝	1 人口減少を見据えた町政運営の方向性は 2 大型店舗の進出で道路を整備すべきでは 3 税・使用料の滞納延滞金等について 4 櫻原メガソーラー発電所工事について
5	9番	井戸 太郎	1 中学校大規模改修のバリアフリー化について
6	12番	馬本 隆夫	1 コミバス運行について 2 学校給食の平均エネルギーについて 3 コミプラ対応計画は 4 平群中学校部活動の在り方について

再開（午前 9時00分）

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和6年平群町議会第5回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

日程第1 諸般の報告を行います。

12月3日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

山田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（山田仁樹）

それでは、12月3日、本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の報告をさせていただきます。

案件につきましては、今後の議会の運営の進め方についてであります。協議の内容といたしましては、現状の本会議主義または委員会主義のどちらで進めていくのか協議し、議会運営委員会としては委員会主義の方向性で取り組んでいくことで決定いたしました。また、今後の委員会の進め方について協議いたしました。

以上のとおり、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長

ありがとうございます。

続いて、日程第2 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は11名の議員から提出されております。本日は、発言順位1番から6番までといたします。順次質問を許可いたします。

まず、発言番号1番、議席番号2番、須藤議員の質問を許可いたします。須藤議員。

○2番

皆さん、おはようございます。急に寒くなりまして、お布団から出にくくなってしまいます。体調には十分お気をつけいただきますようお願ひいたします。

では、早速に質問に入らせていただきます。

今日は、メガソーラーの関連についてと、それとキエーロに関する質問を行

いたいと思います。

まず1点目ですが、メガソーラー工事について。

本年6月21日、24日、28日、30日、7月2日、12日と連続して濁流、濁水が開発地より流出しました。今月となってますが、書きましたときのちょっと間違いで、11月、先月でございます。2日、30ミリの雨が降りました。再び濁水が流出してフラワーロードは泥がたまり、車の通行が危険な状態になりました。写真の一番下のほうを見ていただくとお分かりになるかと思いますが、泥が10センチ以上堆積したような状態で、車は迂回をして徐行するような状態になりました。

2ページ目です。開発が許可された条件は、30年確率、50年に1回あり得る程度の雨で、これは必ずあるというわけではなくて、50年に1回程度あるだろう、ないしは30年に1回程度あるだろうという確率の問題ということで、1時間に70ミリ程度の雨でもこのような土砂の流出が起きないよう、対策が先行して実施されることになっています。設置されているはずのところに沈砂池、調整池がないことは、11月14日の裁判所による現地調査時においても確認されています。協栄ソーラーの提供図面でも確認しています。

町長からの要請書で、迅速な復旧工事を実施するとともに、土砂流出の原因究明と抜本的な対策について、計画書を11月15日までに奈良県と平群町に提出し、対策工事については、開発造成工事より優先して速やかに実施するよう強く要請するものであるとされています。町の迅速な対応があり、特に町長には現場に出向いて調査をしていただいたとお聞きしております。ありがとうございます。業者には、誠実に対策を実施することが求められますが、協栄ソーラーは11月25日から30日にかけて、地元の自治会長もしくは総代さんにおわび状を提出しています。この文書で既に住民へ工事の再開を名言しており、町の要請と程遠いものになっています。協栄ソーラーは、調整池の建設途中では、工事期間用の沈砂池にて事業区域外への濁水の流出を防いでいる状況であり、速やかな調整池の完成が濁水の流出防止に役立っていることから、早期の工事再開をさせていただきますと説明しています。

原因としては、3号調整池、櫟原バス停の辺りになります、その堅排水管の詰まりと述べていますが、濁水が流出した箇所は3号調整池建設箇所だけではないことは11月6日付で町長名で協栄ソーラー社へ要請した文書でも明らかであり、4号調整池下流の水路においても土砂の堆積が発生している状態であると指摘されています。

そこで質問いたします。

①町は、濁水流出の対策工事の完了確認をしているのか。確認をしているの

なら、その対策で再発を防げるのか。

②町が確認していないなら、事業者は誠実に実施するとした町との協定に、第7条でこのように書かれています。区域外に土砂、汚濁水等が流出しないよう十分留意するものとした条文に違反していると言わざるを得ません。町の要請を無視する事業者に対して強く抗議し、再度、要望ないし指示を行う必要があると考えます。町の対応を伺います。

③配布したおわびという文書を訂正して、町との合意の上の対策工事を明らかにした文書の配布を求める必要があると思いますが、いかがですか。

④工事の進捗状況は、岩盤の掘削のために大幅に遅れていると伺っている。少なくとも半年程度の期間が必要と思われるが、その間の抜本的な対策のため、計画どおりの仮設沈砂池、調整池が必要である。事業者の言うように、本設の調整池、これは工事が完了したときに存在するものという意味ですが、完了すれば安全が確保されるというのでは、今まで7回にわたって繰り返される土砂、濁水流出は我慢せよということになります。町が求める本格的な対策について御説明ください。

⑤町の対応も去ることながら、県による指導が欠かせないと考えますが、県の指導内容と、町から県への要請は行っていますか。行っているのなら、内容を御説明ください。

2点目、生ごみ処理の推進に関して、私ごとですが、我が家にはキエーロが設置されまして1年2か月程度になっています。生ごみのほぼ全量が順調に今まで処理をされています。夫婦2人家庭ですので、ごみの量は1日300グラムから、多いときで500グラム程度です。平群町は戸建て住宅が多く、高齢化が進んでいる状況の中で、キエーロのような生ごみ処理方式は、町営のごみ焼却炉の老朽化が進んでいる状況で取り組む価値は高く、住民の方から、生ごみを容器に入れていくと悪臭が発生するのではないかとか、処理するのに手間がかかるのではないかという、いわゆる食べず嫌い、やらない段階でどうもというふうな状況が発生してると、そういうふうに近隣の方からもお伺いしております。

本格的な普及のための方策を検討する必要があり、ほかの自治体の状況を伺いました。ヒント的な程度のものですが、やはりモデル地区の設定、例えば自治会ぐるみでの取組が進んでいる自治体があります。また、設置後の使い方を、ユーザーの家庭を訪問して実地に説明を行うなど、工夫することがあると思われます。本格的な普及のために、今後どのような取組を行うのか、モニターではなく次のステップとして、年度目標を決めて取り組むステップに進むべきだというふうに考えますが、町としての計画をお聞きいたします。

質問は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長

西岡事業部長。

○事業部長

それでは、須藤議員の1項目めのメガソーラー工事についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の町は濁水流出の対策工事の完了を確認しているのか、またその対策で再発を防げるのかについてでございます。

事業者が計画した対策工事が完了していることについて確認をしております。再発を防ぐために、事業者として考えられる限りのことは実施したものと理解をしておりますが、長期間にわたる造成工事で日々、現場状況が変化し、大雨も想定されるため、今後も引き続き現地確認を怠らず、行いたいと考えています。

次に、2点目の対策工事の完了を確認していないなら、再度、要望・指示すべきについてでございます。

対策工事の完了を確認しており、事業者には今後の現場状況の変化に対応する防災設備の十分な確保について、強く要請したいと考えております。

3点目、住民に配布したおわびを訂正し、再度配布すべきについてでございます。

事業者が配布したおわび文書について、再度配布するような要請は考えておりません。

4点目でございます。町が求める本格的な対策について説明をについて、町は事業者に対して、土砂流出事故が起こらないよう、文書で本格的な対策を行うよう要請をしました。ただ、町として対策工事の具体的な方法まで要請するものではなく、それは事業者自らで考えて実施するべきものであると考えております。

続いて5点目でございます。県の指導内容と、町から県への要請は行っているのかについてです。

事業者は、土砂が流出した11月2日には道路の清掃作業を実施するとともに、事業者が自ら計画した対策工事の内容について、奈良県と町に報告がありましたので、町から奈良県に何ら要請はしておりませんが、奈良県とは、この件についても密接に連絡を取っております。また、町では11月26日に対策工事の状況について現地視察をしており、奈良県についても現地の確認をしたと聞いております。

以上でございます。

○議長

須藤議員。

○2番

一通りの御答弁を頂きましたが、この件に関しましてはね、6月議会、9月議会でも繰り返しお伺いをしています。その中でですね、6月時点、何回も7月にかけて濁水、土砂の流出がございました。そのときの御答弁でも同じような答弁を実はされてるんですね。実効性が本当にあったのかという点でですね、業者任せということでは防げないんではないかと私は考えてるんですね。

前回、6月、7月の濁水流出、土砂流出の際に何をしたのかということで申し上げますとね、沈砂池のしゅんせつ、泥がたまつたのを取りましたと。それと、フラワーロードのコンクリートの側溝の蓋をグレーチングに変えましたと。私がお聞きしてる範囲では、町との話でも県との話でもね、それ以上の対策を伺ってないんです。今回の流出はどこから起つたかということに関しましてはね、業者さんいわく、4号ゲート、名倉建設ですかね、あそこの向かいの辺り、それから4号池の右というか北の辺り、それから3号調整池の予定地から出たと。沈砂池の泥をしゅんせつしました、溶媒容量を確保しました、それからコンクリート蓋をグレーチングに変えましたと。

ところが、今回の対策でどう言つてると、やはり同じようなことをおっしゃってるんですよ。沈砂池3号の、業者さんは3号だけを原因として報告をされているようですが、3号池の、要は泥がたまつて容量が足らんかったと。それから、流出するところになぜか葉っぱが詰まってですね、それであふれたんだと。下のグレーチングは、当日、私も現場を見せてもらいましたけど、業者さんは泥が詰まってどうしようもなくて、グレーチングを外してそのまま側溝に流すという状況になってるんですね。

というと、6月、7月のときの対策というのは全く無意味だったと、そんなふうに私、感じるんですよ。その上で今回何をするのかということで、これ自治会さんへの文書で書かれてるんですが、やはり同じようなことを書いておられる。沈砂池の、要は配管が詰まつたから増やすんだと。その他については、はっきりした対策が書かれてないんですね。原因としても書かれてないんですね。それも含めて町のほうで確認をされているのかどうか、もう一度お尋ねします。

○議長

島野都市建設課参事。

○都市建設課参事

まずですね、11月2日以前のフラワーロードへの影響というのは、いわゆ

る濁水が、濁水というのは、泥で濁った水がフラワーロードの側溝を越えて車道側にあふれていったということです。それに対して、今、須藤議員言われたように、沈砂池のしゅんせつだとか、その濁水がフラワーロードの車道側にあふれないように、道路側溝のコンクリート蓋をグレーチングに変えて水路に流れしていくように改修したというようなことをやったわけです。

今回の11月2日に関しては、濁水に伴いながら土砂の流出があったと。これまでと違うのが、土砂がフラワーロードに堆積して通行が難しいような状態になったと。これが今回の事故でございます。よって、11月2日以前の濁った水が出たよというようなことではなくてですね、現実、土砂が流出していくたというのが11月2日の状況であります。

これまでの対策というのは、濁った水をどうスムーズに流すかとか、あるいはできるだけ濁った水が出ないようにするというような対策でしたが、今回は、事業者が取ってるのは、土砂そのものが流出しないようにということで、いろんな対策をしているということです。

3号調整池付近についてのおわび文書の中にもありました、土砂そのものが流出したのが3号調整池の場所からと。それ以外に、4号調整池のどこからも濁水が出たと。また、ナンバー4かな、出入口、そこからも濁水は出たということですが、土砂の流出に関しては3号調整池からだったということで、今回の事故に関して、事業者側でも奈良県でも非常に重く考えておりまして、事業者のほうでも、3号調整池付近の対策以外についても、いろいろと全体的なことを見直してやっております。

御質問にありました、そのほかの対策なんですが、まず3号調整池についてはですね、3号調整池のとこに駐車場を造ってるんですが、大型土のうを並べるなりということで土砂の流出を防ぐような、あるいは、土砂が流出しても3号調整池がまだできてませんので、3号調整池に代わるような仮設の調整池部分に土砂がたまるような池を造ってるということです。

次に、仮設調整池、P10というのがあるんですが、これについてはですね、側溝とかの整備だとか、新たに300ミリの幅のU字溝を設置して放流経路を改善するとか、P10地点に流入した雨水、濁水がきっと仮設調整池に入るよう、大型土のうだとかを設置し直してやってると。その他についてはですね、盛土とか切土をしてるところですね、小段といって犬走りみたいなものがあるんですが、そういった部分の側溝だとか樹だとかに堆積した土砂だとかのしゅんせつ、土砂の撤去、水をスムーズに仮設調整池だとかに入るように、素掘りの水路だとかの新たな設置なんかをやってるということです。かなり広範囲に全体的に対策をしたということで報告を受けております。

また、今後の大雨のときにはどうするかという、巡回だとか、各沈砂池のしゅんせつ、それと、枝とか葉っぱだとかの除去だとか水路、道路側溝の堆積物の除去、そういうことも必ずやりますよということで約束を頂いております。特に、フラワーロードに面した工事用の出入口、それと4号調整池、3号調整池、そういう濁水だとか土砂の流出が心配されるような箇所についてはきちっと点検をして、大雨時についてもパトロールをするというふうに事業者のはうからは申出されております。

以上です。

○議長

須藤議員。

○2番

今の答弁ですね、これもね、9月議会で同じようなことをおっしゃってるんですよ。繰り返さないように指導し、ちゃんとやっていくんだという話をされます。技術的な中身が分からんというのはね、これは致し方ないところなんですが、例えば、仮設の調整池、沈砂池。沈砂池といつても調整機能を持たせてるというところもあります。でね、例えば3号池、今回、一番業者さんのはうも問題を起こしたところという認識だと思いますが、その対策書かれてるんですがね、例えばPの6とPの7というのが3号池のところにあるはずなんです。これ、本当に実際あるのかというのは、今週14日、住民の代表が現地に行って業者と立会いをして確認することになっていますので、その件は報告させていただきますが、この容量がね、合わせて450立米ぐらいしかないんですよ。実際、3号池が出来上がったらどれぐらいかって、ちょっと数字はうろ覚えですが、要は8,000だとぐらいの容量を持つことになるんですね。それに対して仮設が450ぐらいだと。全然間に合わないというのは、この数字だけでも私ははつきりしてるとと思うんですよ。

私なりのほうで計算させてもろたんですけど、今回ね、1時間に30ミリだとか、次の1時間で23ミリだとか、要は2時間で50ミリ程度の雨が降ったと。これ、ヘクタールで計算すると1.6ぐらいなんですね、この3号池のP6、P7が集水する区画ですね。もうそしたらあふれちゃうんですよ、この雨で。450トンですからね、簡単に計算していただいたらいいんですが、ヘクタール掛ける雨の量、ミリメートルで降りますんでね、掛け算していただいたら数字が出てきてですね、もう全然足らない。その辺りをですね、これきっちりチェックしないと、大丈夫だと言いながら、先ほど申し上げたように、もう7回も8回もこれ繰り返してるんですよ。根本的な原因が分からなければ、しゅんせつしましたと言っても、450が例えば350に減りますよだけの話

なんですね。それでは災害の防止にならない。

今回たまたま 30 ミリぐらいだったんですが、じゃあ実際どれぐらいでこれ計画されてるんかというと、県は 30 年確率の雨で対策をさせるんだと、強く指導するんだというふうに 2022 年だったかな、業者にその指示をしてるんですね。30 年確率の雨というのは幾らかっていうと、1 時間に多分 64 ミリぐらいなんですよ。だからこれ、30 ミリの雨では絶対にあふれちゃ駄目なんですね。これ、葉っぱが詰まったと言ってるけれど、これちょっと理由にならないと思います。山の中ですからね、当然葉っぱも流れるであろうし、当たり前のことでね。業者さんの標準図で見ると、要は栗石というこういう大きい石ですよね、これをタワー状にやって、その中にパイプを隠すような格好ですね、いわゆるフィルター的なもんを造って、その中にパイプを設置すると。葉っぱ 1 枚詰まったからいうて詰まったと、そんなことじゃないんですよ。もし詰まつたら、この塔ごと全部詰まったという話になっちゃうんでね、容量も不足しているし、葉っぱが詰まったからあふれましたと、そんなばかな話はこれ、開発事業であり得ないことなんですよ。それをそのまま町は認めているのかという話です、ですから。容量が足らないからあふれるの当たり前なんです。だから 6 回も 7 回もこれ、繰り返されてるんであって、言い訳として葉っぱが詰まつたと、私は住民をばかにするなと言いたいです、事業者に対して。そんなことで住民の安全が守れるはずがないですよ。山の中で葉っぱが詰まりましたっていうのはね、理屈おかしいですよね、やっぱり。その辺りも確認をしてるんですかと、具体的な中身で言うとね、そこをお聞きしてるんですが、いかがですか。

○議 長

島野都市建設課参事。

○都市建設課参事

11月2日の雨なんですが、お昼頃から降り出して、総雨量で言いますと五十数ミリ、若葉台で 53 ミリぐらいですかね。ただ、実際に 1 時間当たりというのは、当然、1 時間のうちに強い雨もあれば弱い雨もありますんで、それで言いますと、今回、13 時 50 分過ぎぐらいから雨が強くなって、10 分間で考えると、10 分間の降雨強度ですね、雨の強さで言いますと、1 時間 47 ミリぐらいの雨であったということあります。この付近、地元の方もですね、ちょっとこれまでにないような強い雨だったというふうに感想をお聞きすることもあります。

ただ、たった 1 時間 30 ミリ、あるいは次の 1 時間で 20 ミリ余り、その程度の雨でということなんですが、ならせばそういう 2 時間で五十数ミリという

ことになるんですが、雨というのは強く降るときもあって、今回の50ミリ程度で、時に強い雨が降ったと。今後そういうことがないのかというと、そんな保証はありませんので、さらに強い雨、あるいはさらに長時間雨が降ることも想定されます。それに対応するためにはですね、須藤議員言われたように、30年確率で調整できるような仮設調整池が必要ということになるわけですが、実際3号調整池、今建設中ですが、その位置についてもですね、新たに調整池の底を掘り下げて調整容量を確保してることで報告は受けております。

葉っぱが詰まったからっておかしいじゃないかということをおっしゃるんですが、それは葉っぱが詰まるということもあったと思います。だから、それ自体がおかしいということではなくて、そういうことが引き金になって、土砂も詰まってあふれたと。これ、事業者のほうが、正直そういうふうに申し上げますので、そういうことだろうなと。それと、問題は、仮設の調整池だとか沈砂池にうまく水が集まらずに、調整池だとか沈砂池の横からあふれていった水が、あるいは土砂がフラワーロードに流出したこともありますので、それがないように、基本的には調整池だとか沈砂池に場内の雨、濁水、土砂なんかが集まるように改修を行ったということで聞いております。それに関しては、事業者がそういう対策をしたということについては現地で確認もしておりますが、奈良県についても現地で確認したというふうにお聞きしております。

町としても、奈良県とも連絡を密に取っておりますので、もちろん今後、こういう事故が起こらないように、計画どおりに調整池なり沈砂池が機能するように、町としても監視をしていきたいと思いますが、奈良県のほうでもしっかりと監視していただくよう必要と要請していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議 長

須藤議員。

○2 番

今の説明でね、1時間のうち10分間にすごい強い雨が降ったんやと。これ、多分若葉台の観測所というんですか、測候所というんですか、県が設置している雨量計だと思いますが、間違いないですよね。そうですよね。ほか、ないですよね、ここしかね。

これ、私も確認させてもらいました。時間10分当たりの降雨強度47というのはえらい強いなと、私、正直言ってちょっと疑問を持ったんで調べましたけど、これね、業者さんが累積の雨量と1時間当たりの雨量を間違って使って

ます。これ、若葉台のデータ見てもらったら分かります。本来だったら左の目盛りを読まなあかんところを右の累積の雨量を読んでるんです。それで1時間47ということをおっしゃってる。だけど、左の目盛り見るとそれ以下なんですよ。30以下んですよ、要は。そういう雨なんです。これ、調べてください、間違いないですから。そういう雨で、要は溢水してる、もう受け切れずにあふれてるんだということなんですよ。これ、もう間違いなんで確認してくださいね、ここはね。この場ではそれ以上求めませんけどね、もちろんね。

もう1点、その他のところっていうことで、4号池の、要は調整池に入らないような部分があったというおっしゃやり方をしたけれど、11月14日に裁判所の現地調査がございました。進行協議という形で実際に現地を歩いて、事業者、協栄ソーラーさん、それから東京電設さんも参加されて我々も参加して、双方の弁護士と参加して調査をしました。そのときに、業者のはうはどう言ったかっていうと、4号池は完成してませんと。2日にそういう事故があって、14日、裁判所の裁判官が来るような場面なんですよ。その場面で、4号池は、「これ、完成して使えるんか」と言うと、「使えません」という答えだったんです。名前を申し上げるのは控えますけど。ということはね、今おっしゃったように、4号池、もうできてるから、そこは水集まってるはずやと。それ以外のこととは駄目なんだと。これ、はっきり9月議会でもこれ、町のはうはおっしゃってるんですね。そういう状況、2日にああいう事故を起こしながらね、14日になっても業者は平気な顔で、4号池は完成してないですから使えませんと。一部の切り替えた部分、多分これ、導水管が入ってくるとこやと思いますが、そこがですね、擁壁がちょっと一部切り替えてるんで、そこからこぼれて入ってるような状態。その他には入った形跡がありません。入ったところには土砂が詰まってるんで分かるんですね。圧倒的にこれ、入ってないんですよ。2週間後ですよね、ざっと。その時点でもそういう状態だったということなんですね。だから、本当にこれ、確認をしてですね、今参事がおっしゃったように、これ、当然ながら入らないと駄目なんですよ、ここに。もうないですからね、P7だったと思うけどね、仮設の池は、要は本設の池の同じ位置にあるんで、これ、池がもうできてるということはもちろんないんだけども導入施設がない。今おっしゃったように、トラフが設置されたりとか土のう袋があつたりして、全量入るようになっておれば当然土砂もたまっているし、そういう水みちができるってのは確認できます。そういうメンバーでね、裁判官以下弁護士さん、我々、それから京都大学の先生なんかが入って見ても、どう見てもこれは池の右側から外へそのまま出とると。業者もそれは完成してませんから使えませんと言つとるんですよ。なのに、今の答弁であればね、これ、本来ここでいけて

るはずやということになっちゃうんですよ。そうでないからね、こういう災害、要は土砂の流出等が起こつてると。原因が、やっぱりこれははっきりしないと、幾ら業者はちゃんとやってくれてるんだとおっしゃつてもね、できないもんはできないですよ、物理的にね。容量の不足だとか集水の設備だとかがなければですね、要は対策にならないんです。そこがちゃんとこれは原因としてうたわれておつってですね、そのためにこういうことをするとなつてたら私も納得はできるんですね、住民の方にも私は説明ができますけど、そうなつてないと思う。この辺り、確認をちょっとお願ひしたいんですが、どうですか。

○議長

島野都市建設課参事。

○都市建設課参事

ですから、私の先ほどお答えしたのは、本来、調整池等に入るべき土砂がその横から流出したと言つたんです。だから、そのとおりですよね。ただ、それでは駄目なので、事業者が対策として、きつと調整池に雨水だとか土砂が入るような対策をしたというふうに業者のほうが申し上げてるということを言つてるんで、何も矛盾はしてないと思います。

○議長

須藤議員。

○2番

先ほども申し上げましたけど、正直言うて、町のほうね、今までその専門的なことは分からんということをよくおっしゃつてるんでね、それでは、私はやっぱり心配なんです。県にも要請しましてね、事業者さんほうから連絡がありまして、14日朝からですね、町内、我々が存じ上げてる方々に声をかけましてね、できれば、京都大学の先生にも来ていただいて現地調査をさせてもらうということになります。恣意的に何か、ないことをあるようなことっていうようなことは、我々、やるつもりもありません。これ、確認しましてね、本当に池の容量はそういう容量しかないのか、それから集水の構造が仮設にしてもちゃんとできるのかどうか、この辺りですね、確認をさせてもらいます。必要であれば写真も撮らせてもらいます。それに対してですね、我々、当然これ、県にも町にも報告を差し上げるので、その段階でしっかり対応いただけるのかなと。要は、専門家の知見ですよね、それを報告を申し上げるんで、改めてこれ、どうですか、我々の調査を受けてですね、もう一遍検討しましようと、ないしは不足があれば町から指示をします、指導します、要望しますという形で御対応いただきたいなと思ってるんですが、いかがでしょうか。

○議長

島野都市建設課参事。

○都市建設課参事

その視察をされて、いろいろと考えられるということなんですが、その結果を見て検討はさせていただきます。

○議 長

須藤議員。

○ 2 番

今件はそういうことで、14日に調査しまして報告を差し上げますんで、ぜひしっかりと受け止めていただきたいと思ってます。

もう1点ですね、県のほうともいろいろ話合いを持ってます。その中でね、ちょっと信じられないような、今対応を県はされてましてね、開発事業というのは森林法の10条の2ということで、水害、災害の防止だと冠水のことやとか、いろいろたわれています。その附則の条文としてですね、開発に当たって、知事が附帯条件をつくることができるというふうになっています。県のほうも当然、今回、2023年の2月ですか、変更許可をされたときに、やはり附帯条件をつけてます。その中で8番だったと思うんですけどね、開発行為の施工中に災害が発生した場合は、適切な措置を講じるとともに、遅滞なく知事に届け出ることというふうにされています。この条文を読んでですね、どういうふうに対応したらいいのか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議 長

島野都市建設課参事。

○都市建設課参事

すみません、ちょっと町としてということですかね。

○ 2 番

一般論で結構ですよ。

○都市建設課参事

いや、ちょっと御質問の趣旨が分かりにくいんで、すみません。

○議 長

須藤議員。

○ 2 番

これ、町に対してどうのこうのという条文ももちろんないんですね。ただ、災害が起こったときにどうするんかっていう、これ協定書も町は結んでますんでね、私、基本的な行政の対応として聞いてるんですけど、当然ながらこれ、今回の事例、要はフローラードがほぼ通行ができない状態まで一時陥った状態で、明らかに私は事故だと。災害と呼ぶんか、これ、被害が大したことなか

ったと、田んぼに泥が入ったとかその程度のこと終わってるんで、災害とはちょっと言えるのかどうかっていうのはあるんですが、明らかにこれ、もしさのタイミングでフラワーロードを車走ってたら、場合によってはこれ、事故を起こしてる可能性があるんです。たまたま今回それがなかったということでね。私は現地行ったときに、本当はこれ、警察ちょっと呼んで通行止めしたほうがええん違うかと感じるような状況だったんですよ。明らかに私は、これはもう事故というふうに考えてます。町のほうも、当然それは私と同じ考え方やと思うんですね、だから町長が現場まで行かれて、翌週確認をしていただいてると思います。

ところがですね、県はどう言ってるかというとね、開発行為の施工中に災害が発生した場合というのは開発地内の話だとおっしゃってるんです。フラワーロードにこれだけ土砂が出ても、それは報告の対象じゃないと言つてはるんですね。こういうことで、住民の安全だとかを守れるのかと私は思います。これ、ちょっととやっぱり運用としてはおかしいやないかということで、町のほうのお考えを聞きたいと思います。

○議 長

島野都市建設課参事。

○都市建設課参事

まず、11月2日の件に関しては、私の答弁、言葉としては、事故というふうに表現をさしてもらってたと思います。これは、自然災害というような話じやなくて、開発に伴って、その施工の瑕疵によって起つた事故であると。フラワーロードに関しては、町の主要な道路である町道西山麓線、フラワーロードの通行に支障が及んだ、町は被害を受けたというふうな認識をしております。

奈良県の許認可に対する文書の中ですかね、それで、開発地内の事故に関しては報告を受けるという文言になつてたと。これは恐らく、例えば住宅地開発であれば住宅地のがけが崩れただとか、メガソーラーであれば、パネルが破損するような、風で飛ばされたとか、あるいは火災が起きたとか、開発地内の事故、これに関しては報告をしなさいということだったと思うんです。その文書に書いてある事故というのはそういうもんであつて、ただし、開発地外に被害を与えたような、そういう事故に関しては、これは自主的に事業者の方から報告が上がつてくるべきかなというふうに思います。なので、町としては、事業者に対する要請の中で一応期限を切つて、原因と対策について、町と奈良県に対して報告をするようにということを強く要請したと。それが、平群町が取りました対応です。結果、事業者については、原因と対策についての文書を平群町と奈良県に提出したという流れになつてると。思ひます。

○議 長

須藤議員。

○ 2 番

これはね、何か、その事業地の中で擁壁や石垣が崩れましたというよりもひどい状態だと私は思います。中でどうにもなってないのに外に泥が出ました、濁水出ました、そんなはずがないでしょう。原因があって、外にこんな被害が出てるわけですから、中がどうにもなってないのに道路に泥が出たと、そういうふうにおっしゃるのか、そんなはずがないんですよ。やっぱりね、9月の際に申し上げましたけど、濁水の規定がないから指導ができないと、これ県が言ってるんです。今回もね、外部にそういう土砂が流出して通行が危ういまでいた事故ですね、これが報告、正式にされてない。正式に報告がされてなかつたらね、県も要は正式に指導なりできないと、こんなふうにおっしゃってるんですよ。結局、業者がこんなことやりました、あんなことやりました、確認してくださいと、これでは行政の責任果たせないでしょうということなんです。これは町に対しても同じことなんですよ。業者がこういうことをやりますと。それで十分かどうかということを町が判断を私はすべきだと思うんですよ。そうでなかつたらね、下流の住民の安全、生活を守れない。そのため行政があるんでしょうと。だから、できる限りの努力をやってほしいんですよ。実際問題、本当に今回の雨でもね、椿台のほうを見ますと、本当にあふれる寸前なんです、水路が。それも、真っ茶色の水がごうごうと流れてると。そんな横に生活されてる人がおるということなんですよ。道路に土砂が出ただけじゃないと、それだけの深刻な事態が起こってるんですよと。だけど住民の方は、そこから引っ越しするわけにももちろんいかないし、避難すらしていいのかどうかも判断がつかないとおっしゃってますよ。30ミリの雨で終わりと、何か予告でもあれば別ですけどね、そんなことないんですよ。30ミリがさらに80ミリや100ミリやとなったときに水路あふれちゃった。そのときには、避難できないという、そんな状況になってるんですね。

もうこれ以上に聞いても答弁はないと思いますんで、そういうつもりで今回調査もさせてもらいます、改めてですね。もう一度しっかり対応いただくということをお願いして、この件については終わります。

○議 長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

須藤議員御質問の2項目め、生ごみ処理の推進についてお答えをさせていただきます。

本町のごみ減量化のための取組といたしまして、生ごみ処理機キエーロの各家庭での活用は、可燃ごみの半数を占めると言われます水分を自然の力で分解することで、各家庭での生ごみ減量化が図られます。また、焼却炉での燃焼効率を上げ、CO<sub>2</sub>の削減であったりごみ処理費用の削減を図ることで、老朽化した焼却炉の延命化にもつながってまいります。よって、その普及促進は重要な取組であると認識をしております。

現在までの取組の中で、キエーロのモニターアンケート等の結果において、生ごみ削減量など、一定のデータも収集をできております。また、8割の方が継続利用の意向を示されておられることから、その結果、有効性は確たるものであると認識をしております。今後、より多くの御家庭に浸透させていく必要があると考えております。

そこで、今後につきましては、モニター募集の要件を見直した上で、引き続き、キエーロを使用していただく方を広報やホームページなどを通じまして広く募集するとともに、出前講座などを通じまして、自治会、団体などへのキエーロの普及促進を図ってまいります。併せて、それぞれの御意向なども確認をさせていただきながら、自治会単位でのモデル実施も視野に入れながら協力を求めてまいりたいと考えております。いずれにしましても、町全体のごみ減量意識の向上に引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

須藤議員。

○2番

推進することに関してはもちろん異議がない、当然のこととしてね、私も仕事でそういう廃棄物の処理だとか排水の処理だとかをなりわいにしてましてね、実際に、前回町長選をやらせてもらったときにいろんな資料なんかも配付をさせてもらいまして、大手スーパーさんの工場で1日10トン、20トンの生ごみを処理する装置もね、メタン発酵装置ですが、入れさしてもらってます。正直言って、キエーロ、半信半疑だったんですよ。だから、別のコンポスト化の機械だとか、これも並行してやりたいなと申込みだけさせてもらってたんですが、特にキエーロでですね、うちみたいに2人で生きてる限り問題ないというのが、1年半ほどやりましてね、ほぼ確信が持てたので、どつか、多少曖昧なところっていうのは当然残るんですよ、生ごみ処理というのはね。完全にAからB、BからCということにはならなくて、やっぱり入れるもののが状態だとか、日当たりがどうやとか温度がどうやとかね、いろんなことが絡んでくるんですね。ただし、そういうことも含めて非常に効果があるということで。

ただね、これ特に町長にも考えてほしい点なんですが、なかなか200ぐらいではね、町内で変化が起こったということにならない、残念ながらね。やってる方は、あ、なるほど、うまいこといったなとか、うちは生ごみ出してへんねんということでね、やっぱりやってる方に聞くとそういうふうにおっしゃいます。ですから、貢献してますよねというふうなプライドもお持ちかなと思ってましてね。だから、いかにそれを桁をもう一つ上げる。例えば、8,000世帯のうちのせめて1,000世帯ぐらい、やっぱりそこまでいかないと風が吹かないと思うんですよ。そういう形でね、すぐにお答えしてくれとは思いませんが、今年度、これから来年に向けていろんなことを御検討される中でね、例えば、できる、できんというのはこれ当然あるんだけどね、やっぱり目標を決めてですね、例えば1,000だったら1,000、そこまでもしできんやったら、例えば500でも私は取りあえずはワンステップとしてはいいと思うんやけど、そういう具体的な目標を設定されるようなお考えはないでしょうか。これ、できたら町長、ちょっとどうですか、お考え、お聞かせしてほしいなと思うんですが。

○議 長

木崎住民生活課長。

○住民生活課長

失礼します。ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

目標の個数というところで頂いておりますけども、以前、このキエーロの問題につきましても、何度か議会のほうで答弁させていただいておりますけども、その中で、2,000個までは普及を進めたいというふうに申し上げてきております。来年度、予算要求を行っておりますけども、来年度、予算要求どおり通れば、合計400個程度まで普及を進めることができるかなというふうに考えております。ですので、広く普及させていくために、様々な取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

須藤議員。

○2 番

具体的な数字を決めて、例えば担当もですね、例えば増員ができるもんなら増員したりとか、ここに書かせてもらったんですけど、実際にどんなふうに運用していくか分からんっていうのは意外とあるんですよ。例えば、私もあるの箱の中にですね、どこへどんなふうに入れてええんかなと、嫁はんとけんかをしながらですね、じゃあここに入れてみよう、ここに入れてみよう、土はかぶせ

たほうがええんかとかですね、やっぱり具体的なことで言うとね、意外と初步的な疑問って実はあるんですね。

推進されてた千葉県のほうにもお聞きしたんですけど、やっぱり設置当初に家庭訪問して、実際にこんなふうにするんですよということをやってられるみたいなんですね。意外とこれ有効かなと。そんなことも含めてですね、体制も含めて、年度の目標を決めていただいて、400と言わずにですね、せめて倍、もうちょっと800だとかですね、キャンペーン的にやっぱりしっかり取り組まないとできないとは思うんですが、そういうやっぱり意気込みを持ってやつていただかないと進まんのん違うかなと。これね、例えば今200幾らやったですかね。それが例えば400になった、500になって、立ち消えというのが一番嫌なんですね。そこまでいいたらね、進めるほうもなかなか燃えてやつていけるということにならないと思うんですよ。やっぱり熱いうちに打てという形でねということで、どうでしょう、町長、そこら辺含めてちょっとお考えを。

○議 長

西脇町長。

○町 長

それでは、須藤議員の質問にお答えさせてもらいます。

実は、私もキエーロ、家で取り組んでおります。その効果については分かっております。今言われてましたとおりに、目標を定め、年次計画を定めて、キエーロの普及を努めながら、町全体のごみ減量化につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

須藤議員。

○2 番

質問、以上で終わります。ありがとうございました。

○議 長

それでは、須藤議員の一般質問をこれで終わります。

10時10分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 9時58分)

再 開 (午前 10時10分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号2番、議席番号3番、岩崎議員の質問を許可いたします。岩崎議員。

○3番

議席番号3番、発言番号2番、岩崎真滋でございます。

それでは、議長の許可が出ましたので、先般通告いたしました3項目について質問させていただきます。

1項目め、公共下水道のこれからについてでございます。

既に御存じのとおり、コミュニティープラントは、し尿や生活雑排水を処理する小規模の下水処理施設で、浄化槽と並ぶ汚水処理施設のことです。一方、浄化槽は微生物の浄化機能を活用して、下水道と同等の処理性能を発揮します。地形の影響を受けずにどこでも設置でき、地震に強いという特徴があります。

汚水処理施設の整備は、地域の実情に応じた整備方法、整備スケジュールなどを設定した都道府県構想に基づき、各地方公共団体が効率的、効果的な実施に努めており、国は引き続き、汚水処理施設の未普及地域早期解消に向けた支援を推進しています。人口密集地では下水道による集合処理のほうが効率が高いものの、そうでない地域では浄化槽で個別処理したほうがコスト的に優位性があります。下水道とは、生活排水や雨水を処理するためのシステムで、町を清潔に保ち、浸水から守る役割があります。下水道の役割は、町を清潔にする、汚れた水を速やかに処理することで町を清潔に保ち、害虫や悪臭の発生を防ぎます。浸水から町を守るために雨水を集めて川や海に流すことで、素早く排水します。また、汚れた水をきれいにして川や海に流すことで環境を守ります。町の今後のお考えをお聞かせください。

2項目め、特産品でお料理体験イベントについてでございます。

地域の特産品や地元食材を生かして、夏休みや冬休みに子どもたちが食を通じて平群町の魅力を感じてもらうことで郷土愛が育まれると思います。お料理体験イベントで生きる力、考える力を育み、栄養への意識を高めるだけでなく、想像力や手先の器用さを養い、誰かに喜んでもらうという経験が自己肯定感を高めます。小さいお子様は、大人の方との参加で、楽しく学びの時間を過ごせます。実際に、10歳までに一品でも完成させた人の約6割の人が料理が楽しいと感じているデータもあります。おうちでも料理をつくれば、家族の笑顔があふれる楽しい時間を過ごせると思います。平群の特産品を使ってお料理教室イベントを企画されてはどうですか、町のお考えをお聞かせください。

3項目め、星空イベントについてでございます。

平群町の自然や文化を生かして行われた花火大会に続き、空気が澄んだ秋から冬にかけて、平群の夜空を生かした星空イベントを企画してみてはいかがでしょうか。週末にはたくさんのイベントがあり、多くの方が来られています。子どもは、学校で習う星座や月を実際に見て感じることができ、大人は、日々忙しく過ごし、癒やしの時間が取れていない現実に、レジャーシートやブランケットを持ち寄り、寝転がって星空を見上げ、温かい飲物でほっと一息できる空間で非日常の特別な体験ができる憩いの場となればと考えます。町のお考えをお聞かせください。

以上3点、よろしくお願ひいたします。

○議長

西岡事業部長。

○事業部長

それでは、岩崎議員の1項目めの公共下水道のこれからについての御質問にお答えいたします。

下水道事業については、議員御存じのとおり、整備されることにより、家庭や地域の環境がよくなり、公共用水域の水質が改善され、浸水被害が抑制される効果があります。本町においては、平成3年度に奈良県の大和川上流流域下水道の関連公共下水道として事業認可を受け、事業に取り組んでおり、令和5年度末時点で全体計画面積797ヘクタールのうち、処理区域面積204ヘクタールを整備し、下水道処理人口普及率は60.4%となっております。

議員御質問の今後の公共下水道事業については、9月の定例議会でも御説明をさせていただきましたが、これまでの事業の進捗状況や事業効果等を踏まえ、議会とも相談させていただきながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

岩崎議員。

○3番

答弁ありがとうございます。

平群町の財政状況は、この数年改善しつつも、現在も厳しい状態でございます。事業効果については慎重に見定め、協議・検討が必要と私も認識いたしております。少しでも下水道処理人口普及率を上げるように、今後も事業継続の取組をお願いしまして、この質問はこれで結構でございます。

○議長

西岡事業部長。

○事業部長

続きまして、2項目めの特産品でお料理体験イベントをについての御質問にお答えいたします。

本町の特産品を活用した取組については、現在、令和7年2月1日から16日の間、町内飲食店7店舗において、古都華スイーツが食べられる「古都華フェメぐり」のイベントの実施や、新たな特産品開発に向け、近畿大学農学部と連携し、食用バラや加工品などの開発を進めているところでございます。

議員御提案のお料理教室イベントにつきましては、例えばプリズムヘグリの子育てサークル活動において、年に一、二回程度、町内の1歳児から未就園児の親子を対象としたお料理教室を開催しており、このような行事に本町の特産品や地元食材の活用をするなど、既存イベントとの連携を図りながら、子どもたちがお料理体験を通じて、楽しく地域の特産品等の食材に魅力を感じてもらえるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

岩崎議員。

○3番

大変前向きな答弁ありがとうございます。子どもから大人まで誰もが集える場として、今後も充実の取組をお願いしたいと思います。

町内、1歳児から未就学児ということで、少しずつ窓口を広げて、小学生や中学生も参加できるような企画ができればと考えております。

この質問はこれで結構でございます。

○議長

西岡事業部長。

○事業部長

続いて、3項目めの星空イベントの企画についての御質問にお答えいたします。

星空の観察を楽しむ場合は、まぶしさがあると天体が背景に埋もれてしまいますが、平群町は都市部に比べ、比較的自然が多く、星空を美しく観察するには適しております。議員御提案の星空イベントの実施については、町内外の多くの方に平群の自然や夜景を見ていただければ有意義なものと考えておりますが、夜間の屋外イベントは、安全対策の配慮など、課題もあることから、今後の貴重な御意見とさせていただきたいと思います。

○議長

岩崎議員。

○3 番

答弁ありがとうございます。今後のイベント実施における課題がたくさんあると思います。課題に向けた調査研究をお願いしたいと思います。

長野県阿智村という自治体があるんですけれども、これも星空ツアーやことで、大々的に全国で有名になっているところです。宿泊施設の業者さんとも一緒にになってそういうイベントをしているみたいです。山に登るのにもロープウェーを造ったり、そういうのもいろんな企業さんと連携しているということで、かなり大変な大きな事業なんだなというふうに感じてますが、少しずつでも、日帰りでね、夜にちょっとずつできればいいのかなというふうに考えてます。

以上で、私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議 長

それでは、岩崎議員の一般質問をこれで終わります。

10時半まで休憩いたします。

(ブー)

休 憇 (午前10時20分)

再 開 (午前10時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号3番、議席番号5番、山本議員の質問を許可いたします。山本議員。

○5 番

議席番号5番、山本隆史でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただきました自主防災組織の活性化を目指してについて質問させていただきます。

近年、自然災害が多発化、激甚化している中、地域の安全・安心を十分に確保していくためには、常備消防や消防団のみならず、自主防災組織等の活性化が不可欠となっています。また、自主防災組織等の活性化は、幼少期から若年層に防災意識が醸成され、未来の消防団の担い手育成につながるなど、地域防災力の充実強化のための副次的な効果も期待されています。

そこで、地方公共団体が行う自主防災組織等を活性化するための施策を国費

により強力に推進する自主防災組織等活性化推進事業を令和6年度も実施し、地域全体の防災力の向上を目指しています。しかし、自主防災組織が期待される役割を担っていくためには一つの防災組織のみでは困難であり、地域の多様な主体が一緒にになって自主防災活動に取り組むことも必要あります。その際には、多様な主体が適切に役割分担しながら、相互に連携協力する体制を構築することが重要であると私は考えています。

このような中、令和6年中の平群町内の防災関係の主な行事としては、2月24日に平群町防災訓練、6月28日に平群町地域自主防災組織連絡協議会が開催されました。9月29日に開催された第2回へぐり防災フェスタでは、平群町ボランティア連絡協議会、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、地域振興センター、自治連合会のほか、民間企業等が名を連ねた実行委員会の主催で相互連携を構築するよい機会となりました。

その防災フェスタの反省会ですが、町が主体となった訓練を増やすべきではないか、自主防災組織連絡協議会を活用して各防災組織の連携強化を図るべきではないかとの御意見があったことから、3点について質問いたします。

1点目は、令和6年度末までの町主催の防災訓練等の計画と、現時点での令和7年度の防災訓練の計画はあるのでしょうか。

2点目は、町内各企業様へ災害時における応援をお願いする協定を締結していくことも重要ですが、今年度でどのような御協力を得ることができたのかお聞きします。

3点目は、より強固な防災体制を構築するために、自主防災連絡協議会を2か月から3か月に1回程度、定期的に開催して各防災組織の意見や課題を話し合う交流の場をつくること。そして、町も自主防災組織連絡協議会と協働の意味を含めた一体となり、もう一段上の防災・減災体制を目指し、防災訓練や防災フェスタ等を開催することを提案しますが、町の見解を伺います。

行政側におかれましては、明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

山崎総務部長。

○総務部長

それでは、山本議員の自主防災組織の活性化についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の令和6年度末までの町主催の防災訓練等の計画と現時点での令和7年度の防災訓練計画の御質問ですが、令和6年度には地域自主防災組織連絡協議会総会の際に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画作成への取組の説明を行うとともに、能登半島地震災害派遣への対応への陸上自衛隊による講

演会を実施し、防災に関する研修を行いました。また、令和7年2月頃には、地域自主防災連絡協議会の関係者、自主防災組織等を対象とした防災訓練、避難所運営訓練等を予定しております。令和7年度につきましては、現在予算編成中でございますので、具体的なお答えは差し控えさせていただきますが、何らかの形で防災訓練を実施したいと考えております。

次の2点目は、災害時における防災協定の締結については、今年度、災害時等における公共施設の応急復旧の応援に関する協定として、改めて平群土木協同組合と再協定の締結を行い、災害時等への迅速な応援の協力依頼をいたしました。また、災害時への福祉避難を必要とされる方への福祉避難所として、レイモンド平群こども園を利用できるよう防災協定を締結し、対象者の避難所への協力を得ることができました。

3点目の地域自主防災組織連絡協議会を2から3か月に1回程度、定期的な開催については、現在、地域自主防災組織連絡協議会において、事業計画の中で、総会時に防災訓練や防災に関する講演会等の開催を行うとともに、自主防災組織連絡協議会の委員、各自主防災組織等に呼びかけ、講習会や研修会の実施を行うとともに、各関係者と協働による防災訓練等を定期的に行っております。

今後も、自主防災組織や関係機関と連携しながら防災・減災体制を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

山本議員。

○5番

それでは、再質問させていただきます。

まず、1点目の今後の防災訓練計画についてはですね、来年2月頃に避難所運営訓練等、これはHUGという部類だと思うんですが、検討されているということですので、これは実施をしていただきたいと思います。

令和7年度につきましては、当然町の予算を確保していただくことも大切なんですけども、国の自主防災組織活性化推進事業ですね、先ほど言った分ですが、これがまた令和7年度も継続されるのであれば、これはもう全額補助で上限200万円になってますので、ぜひとも逃すことなく申請をお願いしまして、この1点目については結構でございます。

2点目の防災協定についてなんですが、被災時に町民を守るという深い相手の御理解があつてのことでのことで、平群土木協同組合さん、そしてレイモンド平群こども園さんと締結されたことは大変大きな成果ということで認識しています。

これまでも、町内外の多くの企業と締結を結んでいただいてはおりますが、連続して来年ですね、バイパス沿いに出店される企業の皆様方にも御協力いただきまして、食料の提供ですとか薬の提供等が災害時、被災時に迅速に行っていただけるような働きかけをお願いしまして、この2点目もこれで結構でございます。

そして3点目なんですけども、答弁の中では、自主防災組織連絡協議会の委員に呼びかけて研修会や講習会を行って、協働による防災訓練を定期的に行っているということでしたが、私も10年以上防災活動に参加していますが、何せ自治会の中でしか活動していませんので、町の研修会ですとか、ほかの防災会の活動がよく見えてこないというのが事実なんです。今年度で開催された講習会や研修会と先ほど述べていただきましたけども、ほかの防災活動についてですね、具体的な活動を、町が把握している範囲で結構ですので、それをまずお聞きします。

○議長

山崎総務部長。

○総務部長

それでは、再質問にお答えいたします。

今年度に、町の防災担当者から、各自治会、自主防災会、団体や中学生への防災対策に関する出前講座を行っております。先日土日も参りましたが、現在7回実施したところでございます。また、各自治会や自主防災組織、各自主防災会主催での防災訓練や安否確認訓練についても、多くの自治会、自主防災会、例えば光ヶ丘さん、初香台さん、椿台、そして若葉台、菊美台さん等々が実施されるというのをお伺いしております。

以上でございます。

○議長

山本議員。

○5番

今年度で7回の出前講座を実施されてるということで、各防災組織では安否訓練や防災訓練が実施されているんですけども、頑張って町職員さんも出前講座、休みのときとか時間もちょっと限られる中、一生懸命動いてるとは思うんですけども、自警団を含む30団体の中でもですね、訓練には非常にばらつきがあるように、やっぱり思います。自警団を除くと29団体なんですが、29団体が全員1回の防災訓練をしているかというとそうでもなさそうな感じも見受けられますが、個々にですね。そのばらつきがあることによって、恐らく各防災組織の会長以外のメンバーさんたちの多くはですね、そのばらつき等があ

ることが恐らく知らないと思いますし、出前講座をやってるということを知らない方も多いと思います。行政側のほうでも、各防災組織の訓練等は住民の皆さんの都合によって土曜日や日曜日に開催することがほとんどですので、職員の皆さんのが直接見学に行ってですね、防災訓練の内容ですとか、そして参加人数というのを把握することが、これはちょっと困難になってくるんじゃないかなと思います。このようなことから、町や各防災組織の温度差をなくすために、連絡協議会を定期的に開催して交流の場を設けてはどうかというのが私の質問の趣旨なんです。

そもそも自主防災活動は、町民が主体となって活動するというのは、これは当然望ましいことではあるんですが、そこに至るまで、町が育成や、そして指導をしていくというのがこういう防災計画書にも記載されてますので、その辺はしっかりと進めていただきたいと。もし、この連絡協議会の定期開催ですね、三、四回は望みたいんですけども、調整等、場所の問題等があって困難なのであれば、一つちょっと提案したいのですけれども、例えば連絡協議会が各防災組織の年次計画、これを収集して、総合計画表みたいなものを作成して、各自主防災会、防災組織に配付して、各防災組織管内で調整をしていただいて、これは一部の防災組織でも既に実施されてるようなんんですけど、ほかの防災組織の訓練とか、そして会議とかに気軽にというか、相互参加できるような体制を推進していただけたらどうかと、これは提案したいんですが、見解をお伺いします。

○議長

山崎総務部長。

○総務部長

それでは再質問ですけれども、個々の自主防災組織の訓練の際には、一部の組織では相互で御参加されているというのはお伺いしております。そしてまた、議員お述べのように、共助の観点からも、各防災組織の情報交換も大切であるというふうに考えておりますので、相互間の情報共有ができるようですね、また地域、自主防災組織連絡協議会での県外研修等の際とか、様々な情報交換ができる機会の創設を図りまして、総会等の際にも情報提供を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

山本議員。

○5番

様々な情報を活用していただいて進めてもらったらいいんですけど、県外研

修とかもしていただいているというのは、私ももちろん知っていますし、防災会の会長さん、副会長さんあたりが主に参加されていることが多いのかなと思うんですけども、もうちょっとやっぱり、実際に被災したときには、自主防災会のメンバーがフルで活動しますので、やっぱりそこら辺の防災意識の向上ですとか、意識の向上と知識の向上ですね、これはまた進めていただきたいと思います。

各自主防災組織の規模によってですね、どの訓練がいいのかとか、何回実施したらいいのかというのは規模によってやっぱり違うんですよね。場所の自治会の数によって。そういうことがあるので、周囲を見ることで、自分の地域の活動ですね、これが適正なのかどうかというのもまた見直すことができる機会にもなりますから、また、平常時から近隣組織との連携を努めていくというのは、私、ここ最近では物すごく大事なことやなと思っています。各単独での自主防災組織で、分からぬことがあったら、じゃあその被災時にどこに聞くのかというのは、役場も多分もう混乱してて、そういう状況ではないと思うんで、近隣なんかの知ってる人に電話が通じるのであれば聞いたりとか、そういう機会も、事前からそういう連携を取っておくっていうのが非常に心強いものがあると思います。これからのこととも考えてですね、自主防災計画に記載されてる、こういった今後の防災活動の活性化というのを目指して、新たな体制をちょっとでもできるように構築していただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問は終了させていただきます。

○議長

それでは、山本議員の一般質問をこれで終わります。

11時まで休憩します。

(ブー)

休憩 (午前10時47分)

再開 (午前11時00分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号4番、議席番号11番、森田議員の質問を許可いたします。森田議員。

○11番

ただいま議長の許可を頂きましたので、通告どおり、大きく4点質問いたします。町長はじめ職員の皆様には質問に真摯に向かい合っていただき、建設的な議論、ディベートをしたいと思いますので、答弁は簡潔に明瞭にお願いいたしますと、質問に入ります。よろしくお願ひします。

1点目は、人口減少を見据えた町政運営の方向性について質問します。

日本の人口は、ピーク時は2010年には1億2,806万人、2020年には人口は1億2,600万人だったものが、少子化の進展で2055年には1億人を切り、9,000万人になり、ピーク時の70%になるとと言われております。

平群町はどうかといいますと、2010年、1万9,727人だったものが、2020年には1万8,009人と、10年で1,718人減少しています。町策定の人口ビジョンによりますと、現状のまま何もしないで推移すると、2050年には、通告は1万296人としておりましたが、1万67人に訂正をお願いいたします。出生者や転入者を増やすことなどの施策を講じて将来展望すると、通告は1万2,096人ですが、1万2,539人に訂正をお願いします。

一方、社会保障・人口問題研究所が昨年発表しました平群町の2050年の推計値は1万1,017人でしたが、私は、少子化の進展がしており、町の住宅ストックがなくなることで、平群町の人口は多くても1万2,000人ぐらいじゃないかと思います。そうすると、2010年比で約9,000人、60%、2020年比では約7,000人、40%近く減少すると見ております。そうなると、我々の周りは空き家だらけで、町の景色が一変するのではないかと見ております。当然のことありますが、町の人口が減り、そうすると町の職員の仕事も減り、職員も減らさないと町の財政はもたないわけで、今から人口減少を見据えた町政運営の方向性、町政改革に取り組まないと、住民も町職員も不幸になるとの思いで、3点質問いたします。

そして、現在計画中の新庁舎は2028年4月に完成の予定で進められておりますが、そのときの町の人口は、人口ビジョンによりますと、将来展望型でも1万6,500人ぐらいではないかと思います。しかし、ここ数年、新生児が80人程度であることから、多く見ても1万6,000人ぐらいと見てまいります。2020年より2,000人減り、町の仕事も職員も減らすために、新庁舎建設が町政改革の最初のフェーズになると思います。

(1) 町政運営の方向性についてお尋ねします。

人口が減少するに伴い、町税が減少するわけで、当然のことありますが、住民サービスも低下させないと町の財政がもたないわけではないかと思いま

す。住民サービスを今までどおり、あれもこれもできないわけで、何を残して何をやめるか、早急に検討する必要があると思いますが、いかがですか。それには、住民も職員も、そして議員も、人口が減少するという現実を直視して意識改革をしなければならないと思います。

(2) 町財政改革についてお尋ねします。

緊急財政健全化計画においても、民間委託、アウトソーシングを行うとなつており、学童保育の民間委託、総合文化センター管理業務の指定管理制度での委託が検討の俎上に上がっていると聞いておりますが、学校給食、町窓口業務、こども園といったものをもっともっと民間に委託すべきと考えますが、いかがでしょうか。

(3) 教育環境についてお尋ねします。

現在、出生者数は80人となっておりますが、私は、近々80人を切ると見ています。このような状況で、小学校が3校でいいのか。また、こども園が公立2園、私立1園でよいのか、もっといい方法があるのか、結論を出す時期に来ているのではないかと思います。いかがでしょうか。以前、学校は3校を継続されるとお聞きしておりました。

なお、日本全体で人口が減少する中、どこかの自治体で人口が増えるとどこかの自治体で人口は減るわけであります。人口問題は自治体間の競争になっておりますが、失礼ですが、平群町の今の財政状況では到底勝てる見込みがないと私は思います。

それと、議論を深めるために添付しております資料の説明を申し上げますと、職員年齢構成表は、現在183人の職員が年次で定年者が何人出て、そして在職者が何人になるかと表しております。また、町の人口推移の表は、2020年の職員数に対する人口比にしますと1.68%になっておりますことから、今後も同様に推移するとして職員数を算出しました。議員数も同じ人口比で算出しました。

2点目は、大型店舗の進出で道路を整備すべきではについて質問します。

国道168号線、バイパス沿いにはスーパーなどの大型店舗が立地しています。議論を深めるために、位置図や各店舗の概要を添付しておりますので、それに基づきまして質問させていただきます。

北からは、三洋堂書店から変わったスギ薬局、ココカラファイン、サンディ、イオンビッグ、業務スーパー、ならコーポ、しまむらの7店で、店舗の建物面積は1万9,200平米が営業しております、建設中のコスモスは1,800平米、県下最大のパワーコメリは1万平米、トライアルは5,900平米、着工準備中の松源は2,200平米で、4店で1万9,800平米で、国道168号線、

バイパス沿いに大型店舗が 11 店で 3 万 9,000 平米になります。これ以外に、町内にはプライスカット、コメリ、A コープを含めますと、町内には大型店舗 14 店で 4 万 4,700 平米にもなります。

私は、人口 1 万 8,000 人の町には大型店舗が多過ぎるのではないかと思いますが、これらの店舗の商圈は町内や近隣の市町だけではなく、奈良市や大和郡山市、香芝や東大阪、八尾、柏原などの広域を見込んでいるのではないかと思います。

国道 168 号線、バイパスは今でも時々渋滞することがあり、新たな 4 店舗、それも大型店舗であり、多くは町外からの買物客と思われることから、日常的に渋滞が発生すると思われます。町はこの状況をどのように捉えているのですか、お尋ねします。

私は、国道 168 号線、バイパスや、平群町道の平群駅前線の拡幅の整備を早急に進めないと、住民の生活、安全が守れないのではないかと思います。また、地域の生活道路となっております町道大井手路線、川原路線にそれらの車が迂回されると地域が迷惑することになるわけですが、実際のところ、迂回を止めることができないと思いますが、町はどのようにお考えになっておられるのでしょうか。

3 点目は、税・使用料の滞納延滞金等について質問します。

令和 5 年度末の税・使用料の滞納は、手持ち資料によりますと 608 件あり、滞納総額は 1 億 6,000 万円となっています。この数字が間違っておりましたら言っていただくことをお願ひいたします。当然、滞納によって町がもらうべきお金、延滞金が発生しているわけですが、この延滞金等について、3 点質問します。

(1) 延滞金が発生する税・使用料についてお尋ねします。

税・使用料等の滞納に発生するものは何と何でしょうか。それと、利率は幾らで、現時点のそれぞれの滞納延滞金は幾らで、総額幾らになるのでしょうか。

(2) 延滞金についてお尋ねします。

令和 5 年度一般会計決算の延滞金の歳入は 230 万 2,699 円計上されましたましたが、その内訳、税・使用料の滞納延滞金は幾らになるのでしょうか。

(3) 併せて、滞納繰越しについてお尋ねします。

以前も質問いたしましたが、一般会計決算の前年度の税収の収入未済額が次年度の繰越し滞納額と同じ金額になっておりません。令和 4 年度の一般会計決算、歳入の個人住民税の収入未済額は 914 万 4,562 円となっておりましたが、令和 5 年度の滞納繰越し金額が 1,058 万 8,250 円で、滞納繰越し金額のほうが多いことになっております。金額的に言いますと 144 万 3,688 円で

ですが、これはおかしいんじゃないかと。議会で決算認定された金額が次年度に変わるのは私には理解できない。決算の認定を受けたものが変わるということは本当におかしいというふうに私は思います。議会はそんな軽いものではないと思っております。同様に、国保会計、介護保険会計等でも収入未済額と滞納繰越金額は同じ金額になっているのかお尋ねします。

4点目は、櫟原メガソーラー発電所工事についてお尋ねします。

櫟原地区で工事が進められていますメガソーラー発電所工事は、事業者の協栄ソーラーステーションが令和5年2月24日付で奈良県から林地開発変更許可を受けて工事を進めておりますが、事業者や奈良県は住民からの工事中止を求めるなどの訴訟を受けていますが、工事は肅々と進められているようあります。

今回も、6月議会に引き続き質問いたしましたのは、全国のメガソーラーの建設に反対しておる、ある宗教団体の方から署名を求められました。その方は、工事がほとんど進んでないので、今からでも簡単に中止できるというふうに思い込んでいたようあります。また、住民の方から、メガソーラー工事について、反対する会のビラの情報しか入っておらず、今の状況はどのようになっているのか説明を求められたことから、3点質問いたします。

(1) 設計基準、技術基準についてお尋ねします。

櫟原のメガソーラー建設工事の設計・技術基準は、菊美台などの住宅開発工事や建設残土盛土工事の設計・技術基準と同じでしょうか、それとも違うものでしょうか。

(2) 土地利用計画についてお尋ねします。

どのような用途に利用することになっているのですか。

(3) 工事の進捗状況についてお尋ねします。

①本体工事の現在の進度、進捗状況はいかがなっているのですか。また、当初の計画どおり工事が進んでいるのでしょうか。

②自営線、当該地から関電梨本変電所までの工事の進捗状況はいかがなっておりますのでしょうか。

以上4点が私の質問です。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長

寺口理事。

○理事

森田議員の1項目めの1点目、町政運営の方向性についての御質問にお答えいたします。

まず、出生者や転入者の増加が見込めない、自治体間競争に勝てる見込みが

ないのでとの御指摘ですが、厚生労働省が5年ごとに発表しておりますデータによりますと、平成30年から令和4年における本町の合計特殊出生率は1.22となっており、1.25であった昭和63年から平成4年以来の高い率となっております。本町の合計特殊出生率は、昭和63年から平成24年までの25年間、県内最下位となっていましたが、直近では39市町村中27番目となっており、平成15年から19年における出生率1.03に対しまして、平成20年から5年ごとに1.07、1.15、1.22と上昇しております。

また、転入者につきましても、奈良県推計人口調査によりますと、令和元年から5年にかけて、転入数が転出数を上回る社会増が続いており、令和6年度の年報は未発表ではありますが、社会増になる見込みであります。このことから、出生者や転入者の増加が見込めないということはないと考えております。

その上で、人口減少が続くことを見据えた町政運営の必要性については認識しております、10年、20年先の町情勢や様々な状況を踏まえ、人口規模に見合った事業の精査や検討を行い、効率的かつ持続的な行政運営に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、私のほうから、森田議員の2項目めの町財政改革についてお答えさせていただきます。

人口減少に伴う自治体財政につきましては、労働人口不足による職員体制の整備や人口構造の変化による財政悪化等が課題になると言われております。より少ない職員で効率的に事務を処理する体制の構築が不可欠であると。少子・高齢化の進展の影響により、歳入では税収入や地方交付税などの減収が見込まれ、歳出では、医療、介護、福祉など、扶助費といった社会保障関係経費の増加が見込まれます。そのようなことを見据え、現在の財政健全化計画を着実に遂行し、財政状況を改善し、持続可能な行財政基盤を確立することが町行政運営の大きな要であると考えております。引き続き、最大限の危機感を持って、財政健全化計画に基づき、町財政改革に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

川西教育部長。

○教育部長

それでは、森田議員の1項目めの（3）番、教育環境についての御質問にお答えをさせていただきます。

小中学生の児童・生徒数においても、長期的に見ると緩やかに減少していく傾向にありますが、公共施設等総合管理計画では、次代を担う子どもたちに安全で充実した教育環境を提供することを第一に考えたプランづくりを考えています。昨年6月、第4期教育振興基本計画が閣議決定され、今後5年間の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などが定められました。その中で、2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会のつくり手の育成の重要性が述べられています。その背景として、少子化、人口減少により、社会経済の活力や水準維持が危ぶまれる状況が予想される、このようなことからですね、持続可能な社会のつくり手となるような学校づくりを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

森田議員。

○11番

ありがとうございます。国も少子化政策、子育て支援策を打ち出しておますが、婚姻数や出生数、離婚者数の統計資料を見る限り、人口が増えるとは到底思えない、減少の一途をたどるというふうに見ております。このまま進めば年金制度が破綻し、国力にも大きく影響するわけであります。このことを申し上げて、再質問いたします。

今、寺口理事からですね、出生者が徐々に増えている、転入者も増えてる、それは事実でしょうけども、私は何度も申し上げておりますが、転入者が増えてるということは、住宅ストックがあるから増えてるわけじゃないですか。今、子どもの出生者数は人口ビジョンのとおり推移してますか。してないじゃないですか。町の人口推移の将来展望型の特殊出生者率より増えてますか。増えてないわけじゃないですか。それはそこまで言っても仕方ないですから、本当にね、人口減りますよ、確実に。人口が今、平群町で増えてるのは外国人ですよ。住基台帳に登録してる外国人が私は増えてるんじゃないかと思います。何ば言っても仕方ないので、それは早く、人口が減るということを考えて、どんな住民サービスを最初にやめていくのか、それを検討しておかないと、本当にいざとなつてはできないというふうに思います。

2番目の財政改革ですけど、私はもっと民間でやれることは民間でやりなさいと、そういう質問をしたんですけども、残念ですが、その答弁がなかった

と思うんですよね。これは、最終的にはですね、住民や議会の何をやるとか続けるとかやめるとかいうのは、住民とか議会の協力が不可欠です。最終的には労働組合の理解も頂かないと進められないと思います。ぜひとも、もっと民間にできることは民間に、例えば法務局の窓口業務は指定管理制度でもう20年前からやってますよ。だから、私は町の窓口業務も民間ではできるんじゃないかというふうに思います。これは申し上げておきます。

それとですね、私たち議員に対しても、住民の方から厳しい目で見られています。これ、自己反省も含めて言っておりますが、住民の方の多少の誤解もあるかと思いますが、日頃の活動やネットを見た住民の方からは厳しく指摘されております。議員は多過ぎるのじやないか、議会が要るのか、議員が要るのか。現在、議員が12名ですから、先ほどの人口比でいきますと11人でいいわけじやないですか。お隣の斑鳩町は、人口2万8,000人で12人の議員じやないですか。そうすると、その人口比でいきますと8人でいいわけです。三郷町の人口比でいっても8人でいいわけです。私は、住民の方は、議員に対しても身を切る改革を求めているんじゃないかと思います。

それとですね、9月議会でも決算審議のとき、そもそも決算審議は、予算の執行状況を審議する場なわけですけども、プールの再開、清掃センターの焼却灰の処理はどうのこうといって反対するのは、私はおかしいんじやないかと思います。これは、反対のための反対としか私は思いません。

3点目の教育環境ですが、聞くところによりますと、小中学校の不登校が23人。また、特別支援を受けてる子どもは75人いると聞いております。また、平群小学校や南小学校で日本語が理解できない外国人の子どもがいる。また、先生方の働き方改革でやっていかないといけない、現場は大変な思いでやっていただいていると思いますが、子どもの基礎学力をつけて、すくすく子どもが育つようによろしくお願いしたいと思います。

それと、出生者が減るわけですから、現在計画中の中学校の大規模計画がなかなか議会にも説明されておりません。そして、総合スポーツセンターのプール、条例上なくなってる施設が残っているのもおかしな話じやないですか。解体を早く進めていただくことをお願いしまして、3点目の質問は結構ですが、方向性と財政についてはもう一度御答弁ください。

○議長

山崎総務部長。

○総務部長

森田議員お述べのとおり、国というのは人口は減っていくと。そういった中で自治体サービスを維持していかないといけないという、これは2040年間

題として、高齢者人口が最大となるのが2040年だというふうな形になっております。そういった中で、住民サービスを低下させないためにはということで、やはりその労働力、また特に若年労働力が絶対量として減っていくと。そして、従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みが必要ですよという形で、国のはうでも平成30年頃からそういった協議のはうが行われてると。また、平群町にいたしましても、2040年問題ということをですね、職員全体で理解を深めて将来のまちづくりに対応する研修等も踏まえて施策対応を行っていかないといけないというのは重々認識しておりますので、そういった形で取り組んでまいりたいと考えております。

そしてまた、民間委託につきましても、今現在、財政健全化計画につきましては、民間活力の導入ということを掲げておりますけれども、直近では、お述べのとおり、学童保育等を行ってきておりますが、やはり、ほかの市町村等も参考にしながらですけれども、住民生活に直結することでもございますので、様々な角度から慎重に検討していかなければならないというふうには考えております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

方向性についてはもう少し詳しく聞きたかったんですけど、何か答弁がないようですので結構ですけども。

日本の生産性が低いというふうに言われておりますね。ドイツより人口が少ないのでGDPは日本と一緒にだと。これはですね、一つの仕事をたくさんでてるとか、いろいろ状況はあると思うんですよね。平群町で、失礼なことを申し上げますが、先般、全協に私、出席しましたんですけどね、町の出席者、町長、部長、課長、主幹、参事、担当者といったら8人も出てくるんですよ。私は、そんなことをやっておれば、町の職員は、私は町の職員に対して権限も責任も与えるべきだと思いますよ。これは絶対にですね、ぜひともですね、そんな少ない人数でオペレーションしないと、これは私も何度も申し上げてますが、責任と権限を与える。これが一番大切だというふうに思います。それとですね、もう一つ申し上げたいことは、府内見ますとね、決裁とか入出金などの手続はもう紙データでやっておられるんですね。これは早く電子化すべきと。また、住民の施設利用とか代金の支払い、今スマホがこんだけ世の中に出回ってるわけですから、そんなことをぜひとも進めていただきたい。

もう一つ、答えられるなら答えてほしいんですけど、自治会が本当に必要な

のか。私どもの、私、春日丘なんですけども、本当にね、会員数が減って困ってる。町として、自治会をどうしていくのかという、町の方向性の関連で今質問してるんですけども、答えられるんだったら答えてほしい。今大変な状況。ある椿井の自治会は、ある地域は、20人ぐらいもうごそっとやめてます。西宮もあるエリアだけごそっとやめています。その人たちに聞いても、自治会やめても何も困らない。何も困らない。その状況を、答えられるんだったらぜひとも答えていただきたいなと思うんですけども、いかがですか。

○議長

森田議員、今の関連といえば全部関連ありますからね、大きい意味で関連はあるんですが、今、自治会のことについてはですね、質問のほうに通告がないんで……。

○11番

聞くだけ聞いてんねんからええやんか、別に。

○議長

いや、だから答えられへんって言ってるから。取りあえず、じゃあ今の質問は答えられないでの、森田議員。

○11番

今、自治会のことを申し上げて、議長から厳しい指摘を受けたんですけどね、本当に困ったことになると思いますよ。本当に、広報紙を配るのはですね、自治会に頼んでるのはですね、広報紙の町の仕事の下請を自治会がしてるわけじゃないですか。これは本当に考えないと、私はもたないと思いますよ、自治会は。それは申し上げておきます。

いろいろありますが、この質問はこれで結構ですけど、次の質問に移ってください。

○議長

西岡事業部長。

○事業部長

それでは、2項目めの大型店舗の進出で道路を整備すべきではについての御質問にお答えいたします。

議員お述べのとおり、今後、国道168号線バイパス沿いに4店舗の商業施設がオープンすることから、これまで以上の混雑を想定をしております。国道168号線バイパスについては、奈良県に対して、渋滞緩和の対策や個別要望としましては、旧三洋堂書店前の三里南交差点を改良し、右折レーンの設置を要望しており、その交差点に通じる町道平群駅前線についても、本町において順次拡幅事業を進めているところでございます。

また、町道大井手路線や川原路線の位置づけとしましては、議員お述べのとおり、地域住民の生活道路であり、国道168号線の迂回路や抜け道のような代替道路ではないため、商業施設の利用者は国道168号線からの出入口を促すよう、事業者に注意喚起の看板設置を指導しております。

今後におきましても、道路管理者として、必要に応じて通行車両や歩行者の事故防止に向け、安全対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

ありがとうございます。

新しい店舗の駐車台数が、今までの台数が825台、4店の駐車台数が865台、添付資料に記載しておりますが、誰が考えても渋滞するのは明らかじゃないですか。そんな、三里の交差点の改良だけで済むわけじゃないじゃないですか。

それは本当にですね、もう本当に、今からでも遅過ぎるんですよね。町がですね、店舗進出が決まったときからそういうことを念頭に置いてやるべきじゃないかというふうに思うんですね。

それともう一つね、今、どこの道路でもですね、歩道を自転車が走ってるんですよね。道交法違反だと思うんですけどね、私は最低でも国道に自転車専用道を造るべきじゃないかと思います。

それとですね、いろいろ聞きましたけど、具体的にですね、駅前線なり川原路線、具体的に今どうなってるのかお聞かせください。

それとですね、一番迂回路となる町道大井手路線は、今でもゆめさとこども園の送迎車、町のパッカー車が通っております。私は、今回の大型店舗の進出でですね、絶対に迂回路として町が駄目だと看板かけても通ると思いますよ。最低でも、町が今お金ないというふうに言われると思うんですけども、ところどころに待避所を造るべきだと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長

西岡事業部長。

○事業部長

それでは、再質問にお答えいたします。

道路に自転車が国道に走ってると。基本、自転車は車道を通行することになつてるので、台数が増えているということですので、専用道路ということです

けども、なかなか幅員も、ぎりぎり路側帯も狭い状況ですのでなかなか難しいとは思いますので、今後増加するに従って、自転車の交通安全ルールやヘルメットの着用など、関係課とも協議しながら対策を講じ、検討してまいりたいと思います。

あと、駅前路線と川原路線の状況ですね。

駅前路線については、建物補償等、順次用地交渉ができたところから随時拡幅を行っているところでございます。現在ですね、一部建物が出てるところありますので、その対策について、予算状況を見ながら執行するように検討しているところでございます。

川原路線については、今年度、90メートル区間について水路の暗渠化しまして、現道の道路幅員が6メートルから8メートルの拡幅工事を予定をしております。今年度中に完成する予定になっております。

あと、大井手路線の待避場所を造ってはどうかという御質問でございます。

大井手路線については、狭隘な区間については、これまでも関係者と協議しながらポストコーンなどを設置するなどの対応をしてまいりましたが、今後交通量の状況を踏まえまして、増加も想定されますので、改めて地元関係者等の意見を聞きながら、対策について協議する必要があると、今考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

国道168とかバイパスの拡幅、これについてはですね、以前度々馬本議員が東西線と絡めて開通を要望されてますので、その件も含めて一緒に県に働きかけて、ぜひしていただきたい。これはですね、県としても最大の交通ネックになる場所だというふうに私は見てます、これは。県のことですので、1年2年で私はできないと思うんですけどね、その間に店舗が撤退されたらまた町としても困るわけですから。

それとですね、駅前線ね、本当にそれはもう早くしてほしい。今、川原路線ですけども、これは町がやってるんですか、拡幅。工場進出によって、その事業者がやってるんじゃないですか。そんなことはもう結構です。

それとですね、大井手路線、待避スペース。地元の相談しなくても、こうしないと事故りますよと、だから造らしてくださいというのが本来の筋じゃないかなと思うんです。これだけは言っておきます。

それと関連でですね、今、県が進めております椿井王寺線のところにも車が

逃げると思いますので、その辺の完成もいただくことを町にお願いしていただきたいと思うんです。先ほどの大井手路線のことでもう一度答弁いただけませんか、待避スペースについて。

○議 長

西岡事業部長。

○事業部長

大井手路線の待避場所ということで、これまでも一部、地元とも協議した結果があるんですけども、その場所については、現状を見まして、店舗が今度できますので、それは町道が接続しますので、その状況を踏まえまして、待避場所がいいのか拡幅がいいのか、そういうことも含めまして検討してまいりたいと、そのように考えています。

以上でございます。

○議 長

森田議員。

○11番

今回の店舗の進出でね、町に数千万お金が入るわけじゃないですか。また、土地が農地から宅地に変わって、固定資産税が増えるわけじゃないですか。住民には賃料が入って住民税が増えるわけじゃないですか。私は財源があるというふうに見てますよ。今までより増えるわけですから。だから、そういうことも含めて、住民の安全・安心のために、早く道路整備にお金を使っていただきたいということを申し上げて、この質問はこれで結構です。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、大きく3点目、税・使用料の滞納延滞金等についてお答えさせていただきます。

町民税、個人・法人、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料については延滞金が発生しております。その利率につきましては、地方税法や、その滞納処分の例により、令和6年では納期限の翌日から1か月は年2.4%、1か月を経過した以降は年8.7%の割合で計算されます。

なお、現時点での延滞金の総額の御質問につきましては、国保の滞納者によって滞納状況や納付状況によって延滞金は計算されるものでございますので、それを一律に計算するというのは難しいものでございますので、回答はお控えさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、延滞金についてということで、令和5年度一般会計の延滞金230万2,699円についての内訳でございますが、個人住民税分が52万6,899円、法人住民税分が6万2,700円、固定資産税分が170万5,300円、軽自動車税、種別割分が7,800円となっております。

続きまして、滞納繰越しについてということでございますが、まずすみません、議員の御質問の中で一例として挙げられている令和4年度の一般会計決算の一般会計歳入の個人住民税の収入未済額ということで、914万4,562円と言っていただいておりますが、正しく収入未済額になりますと、1,032万9,425円になると考えております。そうしますと、御指摘の収入未済額と滞納額の繰越額の差が144万3,688円が25万8,825円になるということで、よろしくお願ひいたしたいなというふうに思っております。

それでは、決算書で比べますと、議員お述べの町県民税における町と県の割合を求める案分率の変更があるためと、未納分の中で、過年度の所得更正などがあった場合、当初と決算時との間の1年間においてですね、その数字に変動があるため差異が生じてることでございます。調定変更も含め、数字の把握に努めておりまして、適正には運用しておる状況でございます。ただし、議員お述べのとおり、分かりづらい部分はありますので、今後も調定の流れ等を分かりやすく整理し、その運用方法についても、より理解していただけるよう検討してまいりたいと考えております。

そして、国保会計につきましては、決算書で比べますと、1年間で遡及異動などがございまして、数字に変動があるため、収入未済額と滞納繰越額というのは同じ数字にはなってないと。

介護保険特別会計につきましては、介護保険料については収入未済額と滞納繰越額につきましては同じ金額となっている状況でございます。

以上でございます。

○議 長

森田議員。

○11番

ありがとうございます。機会を見てですね、延滞金の総額を1回出してくださいよ。本来なら町がもらうお金じゃないですか、延滞金というのは。現時点でお出せだと思いますよ。作業はちょっと時間かかると思うんですけど、それは出していただけますんでしょうか、お尋ねします。

それとですね、使用料、なぜ延滞金取らないんですか。税で取って使用料で取らないのもおかしな話じゃないですか。条例を変えることで取ることはできるんでしょう。できないんでしょう。

それと、先ほどですね、滞納の繰越しについて質問あったんですけど、案分が変わるというお話だったんですね。案分は法律で決まってるんじゃないですか。県と町の取り分の案分はパーセントが。それは、もしくは違っておっても決算書で何か表現すべきだったんじゃないかと思いますよ。

その3点だけちょっとお答えください。時間がないので早くお願ひします。

○議長

山崎総務部長。

○総務部長

すみません。先ほどの答弁と同じようになるんですけども、やはり延滞金というのは個々によって違う部分がございまして、その方がいつ支払うかによって額が変わってくると。ただ、議員お述べのとおり、今現在で出せれば出せるのではないかということなんですけれども、それが、今ちょっと全体的にできるかどうかを踏まえて、この時点で総枠っていうんであれば、ちょっと今、資料、お時間はちょっと頂戴しないといけないかも分からないです。そしてまた、その額に応じて動いていくものなんで、その分は御理解いただけたらなと思っております。

各使用料の部分につきましては、各使用料の部分に応じて対応させていただいているという部分でございます。

そしてあと、今現在おっしゃっていただいた案分ということなんですけれども、ちょっと私も詳しくあれなんですけれども、その案分というのがですね、決算出てから、まず5月末に令和4年度の確定案分率というものが出てるところで、そこでまず額が一定変わってまいります。そしてまた、6月末に、今度、令和5年度の特定案分率、そういった数字がまた出てくると。そして最後、翌3月に、また令和5年度の確定案分率と。1年間でそういう動きがございまして、令和4年度の収入未済額から令和5年度の決算調定について変動が1年間であるということを御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

時間がないのでですね、しっかり取るべきものは取っていただきたい。その案分率が変わるというのは私は理解できない。決まったもので、当然、町が変わることは県も変わるわけじゃないですか。その辺、しっかりやっていただきたい。

時間がないので、次お願ひします。

○議 長

西岡事業部長。

○事業部長

それでは、4項目めの櫟原メガソーラー発電所工事についての質問にお答えいたします。

1点目の設計技術基準について、菊美台等の住宅開発工事や建設残土盛土工事と同じ基準なのかについてでございます。

林地開発を伴う住宅地開発や建設残土盛土工事に関しては、宅地造成等規制法に関する技術基準、開発許可制度等に関する審査基準集、その他、大和川流域調整池技術基準、宅地及びゴルフ場等開発に伴う調整池技術基準などに基づき審査されます。技術基準については、時代とともに若干改定もされますが、同時代の開発については同じ基準で審査されております。

2点目の土地利用計画についてはどのような用途になるのか。

現状は市街化調整区域であり、開発事業完了後も変更はございません。

3点目の工事の進捗状況について。

①本体工事の進捗状況についてということで、造成工事の進捗率は32%程度であり、約2か月間の遅れが生じていると聞いております。

②の自営線工事の進捗状況についてでございます。自営線工事全体としての進捗率は20%であり、埋設工事部分は総延長約1,800メートルのうち、約1,400メートルが完了し、架空線工事部分は来年1月以降に準備工事から着手予定と聞いております。

以上でございます。

○議 長

森田議員。

○11番

私、①で質問したのは、菊美台の開発とメガソーラーの開発の設計基準は違うのですかと、個々のことは私、聞いてません。それは1点ですね。

それとですね、土地利用についてですね、私の手持ち資料でいけば、メガソーラーの森林も含めて緑地が61%あるんです。それで、住宅開発をすれば、公園が4%でしたかね、あと、その他の緑地が2.5%だったと思うんです。6.5%なんですよ。いかにメガソーラーの緑地が多いということですね。あり得ないことですけど、メガソーラーのところで住宅開発はできないと思うんだけど、例えば住宅開発をすれば、住宅開発より10倍多い緑地があるということじゃないかと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

それとですね、工事の進捗状況、よく分かりました。今2か月遅れてる、そ

これは理解できました。自営線の工事も進めておられると。地役権の設定とかいろいろ手続やっておられると思いますが、そのことは結構です。先ほどの設計基準とか設計のこととかそういうことだけ、それと緑地のことだけお答えください。

○議 長

島野都市建設課参事。

○都市建設課参事

ちょっといまいちどういう趣旨っていうことが分からない部分もあるんですが、いわゆる技術基準というのは、基本的には同じもので審査されてます。ただ、住宅地を開発するに当たっては、緑地の面積だとか公園面積というのは別途決められてるんで、当然メガソーラーとはまた別の話になります。櫟原のメガソーラーに関しては、残置森林という形で、手をつけない森林部分、それと、造成はするけども、最終的に緑地で残る部分というのが相当面積がありますから、単に、その住宅地開発とはまた全然、その開発地の中でのいわゆる土地の利用区分というのはそういう形で違いがあるということです。

以上です。

○議 長

森田議員。

○11番

島野参事ね、私分かってるんですよ、緑地については。当然、あり得ないことというふうに当初申し上げたじゃないですか。例えば、あの地区で住宅開発すると緑地はこれぐらいになります、今のメガソーラーはこれぐらいですと、その差が10倍ぐらいメガソーラーのほうが多いじゃないかということを言つてるのでありますよ。そのことは結構です。

技術基準は一緒だということですね、基本的には。メガソーラーの技術基準と住宅開発の技術基準は一緒ということですね。私も以前ですね、50年前に29条の申請をしたことございます。そことこの工場の。流通センターもやつたことがあります。当時は、雨水の調整機能の規制がなかった。今は厳しくなつてます。そういうことも理解できます。先ほどの技術基準だけもう一度、同じなのか違うのか、違うなら何が違うのか、もう一度お答えください。

○議 長

島野都市建設課参事。

○都市建設課参事

ですから、技術的な基準というのは、基本的に同じ時代に開発されたものについては同じ基準でやられていると。住宅地開発と、例えばメガソーラーと比

べたらですね、当然住宅地開発に対する公園面積だとか緑地面積の何%以上を持たさないといけないかという基準がありますから、それはそれであるわけです、住宅地開発の場合は。ただ、メガソーラーの場合はそういった基準ではなくて、事業者自らが森林を開発するに当たって、パネルはこれだけの面積が必要だと、例えば調整池はこんだけ要ると。結果、森林がこれだけ残って、緑地もこれだけなるというのは、これは住宅地開発とは違う事業者の土地利用の話であって、どう土地を利用するかという話であって、例えば菊美台を開発するに当たって、公園がこんだけ必要ですよ、緑地はこれだけ残しなさいよっていう、それはまた基準が違うわけですから、当然同じではないです。その部分に関しては同じではないということです。

○議 長

森田議員。

○11番

時間がないのでね、そんなこと、私は聞いてないんですよ。具体的に菊美台の例えれば住宅開発とメガソーラーと対比したときどうなるかという現実を捉まえて言うてるだけであって、そんなこと言うてないですよ、私。そんなことは。今比較するとどうなるんですかと聞いてるわけです。もう答弁結構です。

菊美台の住宅開発とメガソーラーの開発の技術基準は一緒ですかというふうに聞いてる。一緒ですねというふうに答えていただいたらいいわけです。違うんでしたら何ですかというふうに聞いてるんですけど。

○議 長

島野都市建設課参事。

○都市建設課参事

だから、技術基準は一緒ですっていう話をしたんですけども、それはちゃんとお聞きいただきたいと。あとのことについては、何が違うんですかって、何回も言ってるんですけど、公園とか緑地の規定された面積以上を残すというのは住宅地開発ではあるけども、メガソーラーとはまた違いますんで。

○議 長

森田議員。

○11番

菊美台等の住宅開発とメガソーラーの開発の技術基準は一緒だというふうに御答弁いただきましたので、ありがとうございます。

これで、私の一般質問は終わります。

○議 長

それでは、森田議員の一般質問をこれで終わります。

午後 1 時 30 分まで休憩します。

(ブー)

休 憇 (午後 0 時 02 分)

再 開 (午後 1 時 30 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 5 番、議席番号 9 番、井戸議員の質問を許可いたします。井戸議員。

○9 番

お昼から 1 番になりました。眠くならないよう頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。

では、議席番号 9 番、発言番号 5 番、井戸太郎でございます。ぜひとも真摯な答弁、よろしくお願ひいたします。

大きく 1 点でございます。議長への通告に基づきまして、1 点よろしくお願ひいたします。

中学校大規模改修のバリアフリー化について。

令和 7 年度から平群中学校の大規模改修が 3 年間にわたり施工されることとなった。これにより、約 30 年間寿命が延びることになります。そこで、バリアフリーの象徴でもあるエレベーターの導入について問いたいと思います。

①近年、エレベーターを必要とする生徒が入学するとの情報を得たが、エレベーターを導入するのかどうか。

②また、導入するとなれば、いつ頃導入するのか。

この 2 点でございます。ぜひともよろしくお願ひします。

○議 長

川西教育部長。

○教育部長

それでは、井戸議員御質問の中学校大規模改修のバリアフリー化についてお答えをさせていただきます。

中学校へのエレベーター設置は重要な課題であると認識しております。現在、様々な観点から設置の検討を行っているところです。具体的にはですね、設置する校舎の位置は、校門からのアプローチや校舎内での移動、物理的には耐震壁のある場所には設置できないなど、考慮すべき点が多くあります。専門家の

意見を伺いながら検討を行っております。

また、エレベーターを設置するには昇降路が必要になり、この昇降路が校舎の増築になります。つまり、建築基準法に基づく建築確認が必要で、増築する既存の校舎が現行の建築基準法に適合している必要があり、この点についても検討すべき点が多くあります。当然、これらの課題解決のためには費用が必要であり、長寿命化改修工事との関連性や補助金の有無など、いまだ、今のところ解決できていないことが多くございます。エレベーターが設置できるかどうかという結論には現在至っていないというところが現状でございます。

以上でございます。

○議 長

井戸議員。

○9 番

今の答弁ですと、エレベーターについて、導入はしたい、するつもりではあるが、いろいろな壁が存在し過ぎて、どうすることも今はできないという状況ということですよね。やるということに関しては、意気込みはあるということですね。ということは、いつ頃導入するかもまだ分からぬということになるわけですね。

では、例えば数年後に入学する子が入ってきても間に合わないということでよろしいんでしょうか、確認をお願いします。

○議 長

教育部長。

○教育部長

今、議員がおっしゃってる子どもさんというのはおられるのは承知しております。その時期につきまして、そこまでできるかどうかというのは、今はつきり言いまして分かりません。エレベーターという形ではですね。そのお子さんの状況も、小学校のほうに今現在伺っているということで、中学校での生活はどうなのかということも確認していきたいというふうには考えておりますが、おっしゃってるのは、その子だけではなくて、今後いろいろな子どもさんが想定されますので、全てにやはり対応していく必要があろうかというふうに考えております。今のところは結論には至っていないというのが結論ということなんですが、最終的にはですね、万が一、これできないこともありますと、エレベーターではなしにですね、階段に設置可能な車椅子用の昇降機というのも選択肢の一つであろうかなというふうに思っておりますので、それにつきましては、もう少し内部でも議論しながら結論を導いていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

井戸議員。

○9番

分かりました。手続上の問題となると、ちょっと私としてもいろいろ分からぬ部分もありまして、どれぐらいの時間がかかるのか、ちょっと積算すらもできないんですけども、ぜひとも、導入するのであれば早めに、もう迫っていますのでね、何人か入るにしても、遅い子ですら間に合うのかどうか分からぬという状況ですので、一義的には、ぜひともエレベーターを早めに設置していただきたい。次としては、その代替措置ですね、それをできる限り、これも早めにお願いしたいということです。ぜひともよろしくお願ひします。

私の一般質問はこれで終わります。

○議長

それでは、井戸議員の一般質問をこれで終わります。

休憩取りますか。いいですか。

「構へん」の声あり

○議長

そしたら、休憩なでいきます。

じゃあ入替えだけ。暫時休憩します。

(ブー)

休 憇 (午後 1時37分)

再 開 (午後 1時38分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号6番、議席番号12番、馬本議員の質問を許可いたします。馬本議員。

○12番

議長の許可を得ましたので、大きく4点について通告をしております。行政側におかれましては、簡単明瞭な御答弁をよろしくお願ひいたします。

それでは、まず 1 点目について、コミバス運行についてであります。

平群町の公共交通空白地帯解消として運行しておりましたバス 3 台が平成 30 年度より 2 台に削減、西山間ルートと南北循環ルートの 2 ルートに再編、現在運行されております。そこで、9 月議会で、令和 3 年度より利用者は減となり、委託料は毎年増額の現状をどのように認識しているのか。また、今後の平群町のコミバス運行について、河合町、上牧町の視察研修結果も踏まえて提案をいたしました。その提案につきましては、現在の運行形態、運休、日曜・土曜・祝日、運行時間帯を維持した上での委託から直営、運転手確保のため直営にすべき。

2 点目については、利用運賃は無料とする。近畿運輸局の許可は不要であります。

3 点目、運行車両は 10 人乗りとする。

4 点目、運行車両の小型化により、狭い道路への進入が可能となるため、停留箇所を増やすことができる。自治会の要望を受け入れることが可能であります。

5、現在のコミバスは毎年委託料が増額しており、町負担の軽減が図られる。

6 番目、住民にとっての利便性向上など、このような提案に対して町の考え方は、平群町の現状と他町の現状を踏まえて、上牧町や河合町では無料のコミュニティバスを土曜、日曜も運行することで利用者の利便性の向上を図っているとの認識をしております。議員から頂いた御提案につきましては、例えば、利用を無料にすることに伴い、NC バスやデマンド交通など、既存の地域公共交通の全体に影響を与えることであると考えます。実際、利用されている方々の御意見を聞きながら、また公共交通については継続的に安定した運行を行うことなど、将来の地域公共交通のこととも見据えた様々な観点から今後のコミュニティバスの運行を検討してまいりたいと考えます。内部での協議をしてまいりますと答弁がされました。

この件については、定期的に一般質問を通告しますと意思表示をしておりますので、9 月議会からどのような内部協議をされましたか。

続きまして、2 点目、学校給食の平均エネルギーについてであります。

学校給食法の目的は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであります。

学校給食実施基準は、文部科学省が策定した児童・生徒 1 人当たりにおける給食 1 回当たりの学校給食摂取基準のことを言います。現行の学校給食摂取基準は令和 3 年 4 月 1 日より改正され、新しく施行されました。文部科学省の学

校給食摂取基準は、小学生、8歳から9歳の平均1食当たりのエネルギーを650キロカロリー、中学生、12歳から14歳を830キロカロリーと定め、この摂取基準は全国的な平均値を示したものであることから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弹力的に適用することとされています。この基準に移行して既に2年以上が経過しております。

そこでお聞きをいたします。

1点目、食材費が高騰する中で、本町の小学校の給食費は月4,400円、1食当たり269円。中学校は4,650円、1食当たり300円で給食費の改正が行われていないが、摂取基準は確保されているのか。5年間の学校給食摂取基準値をお示しください。

それと2点目、本町は、食材費の高騰に伴い、令和4年度、国の交付金420万円並びに令和5年度には一般財源として300万円の補填をされました。今後も、保護者負担増につながらない施策としての考え方はどのように思っておられますか。2点について御答弁をよろしくお願ひいたします。

続きまして3点目でございます。コミプラ対応計画はあります。

令和4年6月議会の一般質問におきまして、大型宅地開発に伴い設置されたコミプラは流域下水道へ編入され、現在は三郷町が底地の北信貴ヶ丘1か所と緑ヶ丘D地区1か所のコミプラが稼働しております。なお、緑ヶ丘D地区1か所のコミプラは、来年の3月末に公共下水道編入予定となっております。

町は、コミプラ稼働の自治会に対し、公共下水編入後のコミプラ解体処分は住民負担が大きくなるので、最低限、汚泥の清掃及び機械の撤去を行っていたいとの要望、廃止後は町が利活用を考えていくことで編入に当たっては御説明されました。現在廃止されたコミプラは、底地が町有地の11か所と民有地の1か所、ローズタウン若葉台が民有地であります。今日に至るまでには、下水道編入後のコミプラを目視してまいりましたが、現在は雑草等が生い茂っており、適正に管理されているとは思えません。廃止されているのになぜ撤去しないのですかと質問いたしました。町は、長期間放置したままで誠に申し訳なく思っております。撤去につきましては多額の費用がかかりますので、活用できるものがないかを検討しているところであります。しばらくお時間を頂きたいとの答弁でございました。

再度質問しました。転用計画の進捗状況について、西脇町長は、消防水利弱点地域で防火水槽への転用は消防力の強化と地域住民の安全・安心につながることから、前向きに検討してまいります。なお、11か所についても安全管理の点検を行いますと御答弁をされました。令和6年度、緑ヶ丘ショッピングセ

ンター前の廃止コミプラが防火水槽に転用の予算 400 万円が令和 6 年度予算に計上されました。

そこでお聞きいたします。第 1 点目、コミプラ安全管理の点検についてどのようにになっておりますか、お聞きします。

2 点目、廃止後のコミプラ改修もしくは解体の撤去年次計画はどうなってますか。

3 点目、令和 6 年度、緑ヶ丘ショッピングセンター前の廃止コミプラが防火水槽に転用の予算計上、400 万円の執行状況はどのようになっておりますか。

以上 3 点、よろしくお願ひいたします。

次、大きく 4 点目でございます。平群中学校部活動の在り方についてであります。

奈良県は、学校教育の一環として行われる部活動が適切に運用されるよう、中学校部活動の抜本的な改革を進めてきました。国会では、学校の働き方改革などの観点も含め、部活動を学校の単位から地域単位の取組にすべきことが指摘されました。また、令和 2 年 9 月、スポーツ庁などの通知においては、令和 5 年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととするとの方向性が示されました。これを受け、県は、令和 5 年度から令和 7 年度末までを改革集中期間として、休日の中学校部活動の地域連携または地域移行を完了すること目標に、中学校においては、令和 8 年度から教員の指導による休日の学校部活動を廃止するとの方向性も定められました。そのように取組も県では進められています。

今後、各市町村の責任において、スポーツ・文化活動等に親しむ機会を持つことができるよう、部活動の在り方に関して速やかに改革に取り組み、持続可能な環境整備を行う仕組みを構築する必要があります。

そこでお聞きをいたします。

1 点目、本町での改革集中期間の進捗状況と今後の予定についてお聞かせください。

続きまして 2 点目、行政としての運営団体等の整備状況の現状はどうですか。

3 点目、地域移行に向けた協議内容を生徒、保護者、教師等へ周知・啓発をされているのか。

以上 3 点について。

大きく 4 点であります。よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、コミバス運行について御答弁させていただきます。

まず、議員からの今後のコミバス運行の御提案に対しまして、内部で協議を行いました。

まず、ほかの自治体の取組事例の運用状況を把握するため、コミバスを無料で実施している河合町へ聞き取りに伺ったところでございます。その河合町では、平成29年4月から町内4ルートを無料で2台のコミバス運行を開始し、現在、毎週月曜日や年末年始を除いて、土日祝日も運行されております。今年度の利用実績として、9月末までで7,093人の利用があり、令和5年では1万4,041人、令和4年では1万3,102人と多くの方が御利用されております。また、利用者の利便性を図るため、定期的な停留所の変更を行っており、最近では、町内の商業施設の開設に伴いまして停留所を設置し、利便性向上に努めていると聞いております。

今後においても、コミバスについて、他自治体の取組事例も確認しながら、平群町に適した公共交通の検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

まず、コミバスを無料で実施をしております河合町へ視察研修に行っていただきましたことをこの場をもって感謝申し上げます。ありがとうございました。そこで、河合町の場合、町内4ルート運行されていますが、運行経費並びに1人当たりの事業費用は幾らぐらいになっておりますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

河合町の令和5年度の運行経費は約1,100万円で、1人当たりの乗車費用は約790円となっております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

一番大事であります運転手の関係なんですけども、運転手の雇用状況は河合町はどのように雇用されておられますか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

運転者の雇用につきましては、延べ8名体制で行われております、午前2名と午後2名の勤務体系で運行されております。

以上です。

○議 長

馬本議員。

○1 2番

河合町を調査されたその御感想はどのようにお持ちでございますか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

河合町のほうに視察に行きました、河合町の住民の方々にとって利便性の高い公共交通であると理解しました。

以上です。

○議 長

馬本議員。

○1 2番

今おっしゃったように、河合町にとって、住民にとって利便性の高い公共交通という御認識を頂いたということに対しては、僕もそのとおりでございます。

それで、今後は、河合町以外で無料で実施している市町村の訪問予定はございますか。

○議 長

山崎総務部長。

○総務部長

今後も、無料で実施している市町村はございますので、聞き取りを予定しております。

以上です。

○議 長

馬本議員。

○1 2番

ありがとうございます。

まず、先ほど言いましたけど、本当に河合町へ御視察いただきまして、本当

に僕が先行ってきていろいろ一般質問させていただいた結果、速やかにしていただいたということに、まず感謝を再度もって申し上げます。この質問については、私、また一般質問をさせていただきますので、またひとつよろしくお願ひを申し上げます。この件については、議長、これで結構でございます。

○議 長

教育部長。

○教育部長

それでは、馬本議員御質問の大きな2項目めの学校給食の平均エネルギーについてお答えをさせていただきます。

1点目の摂取基準の確保と本町の5年間の学校給食摂取基準についてですが、まず、5年間の学校給食摂取基準についてお答えをします。年間平均としてお答えします。

令和6年度は11月分までの平均でございます。申し上げますと、小学校から順番に、令和2年度679キロカロリー、令和3年度674キロカロリー、令和4年度641キロカロリー、令和5年度635キロカロリー、令和6年度625キロカロリー。

次に、中学校が令和2年度829キロカロリー、令和3年度が825キロカロリー、令和4年度786キロカロリー、令和5年度779キロカロリー、令和6年度769キロカロリーとなっております。

本町の各学校のエネルギー摂取量は、基準が改訂されて以降、少し低く出ている傾向にあります。この傾向の原因ですが、現在の学校給食摂取基準は、令和2年に日本食品標準成分表が改訂されました。これを受けて、令和3年4月にされたものですが、令和2年の日本食品標準成分表の改訂は、栄養価の算出方法の変更があり、食材のエネルギー量の平均が約10%低く出てしまう傾向にあると言われております。一方で、エネルギー摂取量、カロリーは数字の改訂がされておらず、このことが主な原因ではないかと考えております。

2点目の食材費の高騰に伴う今後の施策については、栄養価については、摂取基準を目安に質を落とすことなく、安心・安全な給食の提供に努めるとともに、給食費については、物価高騰が続く中ではありますが、令和5年度と同様に保護者負担につながる値上げは行わずに、給食食材費の不足分については、一般会計からの補填により運営してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

馬本議員。

○12番

摂取基準が改正され、その後、いろいろ考え方、令和3年度の学校の基準が改訂され、考え方によって基準が栄養士さんによっていろいろ違うとしても、10%減に出るとかにもかかわらず、なぜ平群町の摂取カロリーが毎年下がっていくんでしょう。その点、どのように御理解されてますか。

○議長

教育部長。

○教育部長

下がっていっているというのは議員御指摘のとおりでございまして、今後ですね、基準に近づけるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長

馬本議員。

○12番

もう続けてこれいきますけども、下がってるから、今後、基準に近づけるようやつてまいりますって、そんなもん違うと思うよ。近づけるどころか、そこへ持つていかなあかんのと違うか。まして、420万円交付金、それで一般会計から300万円の食材費高騰に伴う補填を町長はされてるわけや。せやから、子どもの栄養のことを、これから大きくなる一番大切なカロリーやから、今後、肝に銘じてこの基準に近づけるようにしてください。私は注視しておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

2点目についてのことでございますが、今、物価高騰にもかかわらず、令和5年度、保護者負担に値上げを行はず、まして、一般会計とか交付金を補填しますよというのが西脇町長の政策であります。僕はそれはなかなかええことやなと。保護者負担は改正はしてないわけや。そういうことを、またそこでお聞きします。来年度の補填の予算は計上されるつもりですか、どうですか。

○議長

教育部長。

○教育部長

今年度については、まだまだ見るとこあるんですけども、現在、来年度の3月の議会に補正予算を予定していきたいというふうには考えております。

○議長

馬本議員。

○12番

この3月に補正をしたいということは、今年度足らんということか。それだけまず聞かして、そうなれば。

○議長

教育部長。

○教育部長

今、試算もしてもらってる中ではですね、少し足らないというふうな認識をしております。

○議 長

馬本議員。

○12番

今後も保護者負担にならない政策として、現行の小学生4,400円、中学生について4,600円の増額をせずに、来年度の一般会計、また補正予算、今回の補正予算、来年3月の補正予算、来年度に一般会計予算計上、令和7年度には計上されることと思います。学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、文部科学省の学校給食摂取基準に早急に達していただきますように強く要望しておきますので、その点よろしくお願いを申し上げます。

この件についてはこれで結構でございます。

○議 長

事業部長。

○事業部長

それでは、3項目めのコミプラ対応計画についての御質問にお答えいたします。

初めに、1点目の廃止されたコミプラの安全管理の点検報告についてでございます。

安全点検については、年に1回程度、コミプラの周囲を目視により確認し、フェンスが破損していないか等の確認をしております。

次に、2点目の廃止後のコミプラ改修もしくは解体撤去年次計画について、底地が町有地のコミプラ11か所について、現在菊美台は北部支所として活用、竜田川ネオポリスは防火水槽へ転用、月美台は民間に賃貸、緑ヶ丘A地区は今年度に防火用水槽へ転用予定となっており、今年度末に公共下水道に接続予定の緑ヶ丘D地区を含めると、未活用のコミプラは残り8か所となっております。

このコミプラ8か所のうち、防火水槽に転用した場合、コミプラの場所が住宅地にあり、消防水利の強化になると考えられるコミプラは3か所、東御陵台、緑ヶ丘B、緑ヶ丘Cと考えており、残り5か所、椿台、若葉台2か所、緑ヶ丘E、緑ヶ丘Dについては、今後、どのような活用方法があるのか検討課題と考えているところでございます。

議員御質問の年次計画につきましては、まずは防火水槽への転用が適してい

ると考えられるコミプラ3か所について、関係課とも協議しながら優先的に転用を進めてまいりたいと考えております。ただ、転用時期につきましては、年次計画を作成すると回答しながら、大変申し訳ございませんが、厳しい財政状況であることから、当面の間については財政状況を見据えながらの実施とさせていただきたいと考えております。

次に、3点目の緑ヶ丘ショッピングセンター前の廃止されたコミプラの防火水槽への転用の執行状況についてでございます。

工事概要につきましては、安全対策として、コミプラの水槽上部をしま鋼板による蓋の設置や、一部構造物、コンクリートブロックの撤去及び整地などとなっており、工期については、12月18日に開札を行い、令和7年3月22日完成予定でございます。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

西岡事業部長は、フェンスが破損していないから安全やというふうに御答弁いただきましたが、安全管理の定義は私はおかしいと思います。現場は、草が繁茂し、非常に安全においても管理されているとは思えませんが、この点について、再度御答弁をお願いいたします。

続きまして、2点目の件でございます。

防火水槽にして、民家のある、特に消防水利が必要とされるところ、3か所ありますよと、そこを優先的に考えていきたいという御答弁を今頂きました。それはそれで結構と思います。

なお、転用計画については、議会ではしますよという答弁をしながら、していなかったことは申し訳なかったという御答弁も頂きました。非常に残念なことで、議会の答弁をおろそかにされることは憤りを感じております。今後、このようなことがないようによろしくお願いを申し上げます。

3点目、工事についてでございます。

令和6年度当初予算に計上されながら、なぜ執行が遅くなったんですか、再度御答弁ください。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

廃止したコミプラの安全管理についてでございます。

草刈りができないことについてはおっしゃるとおりでございますので、草刈りができないので、安全管理まではできておりません。速やかに草刈りについても実施してまいりたいと考えております。

もう1点、緑ヶ丘ショッピングセンター前の廃止したコミプラを防火水槽に転用ということで、なぜ遅れたのかっていう御質問でございます。

これについては、当初に予算計上しながら速やかに本来なら執行すべきところでございますが、遅れたことについては申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

安全管理については速やかに、速やかにですよ、安全管理を行ってください。

小さい3点目、緑ヶ丘の前のショッピングセンターの防火水槽の転用予算の執行であります。

僕が言いたいのは、当初予算の計上は何をもって計上するんやと。一定の見積書をもってされるわけでございます。それが今まで遅くなつて、12月18日ですか、今度、執行されるというふうに、そんな入札、開札するとかいうような御答弁いただきましたけどね、果たしてそんなんでええのかなと。予算というのは住民の生命、財産、並びに生活を守る上の大変な予算でございます。まして、この予算については申し訳ございませんとおっしゃつておられるから、もうそれ以上言いませんけども、この防火水槽については、住民の、先ほど言つてるように、いざというときに生命、財産を守るための当初予算が延滞されたわけでございます。ここをよく注意もされまして、今後そのようなことのないように肝に銘じていただきますようによろしくお願ひを申し上げます。

この件については、これで結構でございます。

○議長

教育部長。

○教育部長

馬本議員御質問の大きな4項目めの平群中学校部活動の在り方についてお答えをさせていただきます。

1点目の改革集中期間の進捗状況と今後の予定についてですが、部活動の大きな転換期であると見て捉え、国の補助を受けた部活動の地域移行に向けた実証事業に取り組んでおります。令和5年7月に住民のスポーツ・文化活動に対する要求課題及び中学校部活動の地域移行に向けての協議を行う場として平群町地域スポーツ・文化活動推進協議会を設置し、町内の各種団体や学校関係者

ら12名の委員の方々で正式に協議をスタートさせました。現在、ダンスと硬式テニスについて、これらの新たな地域クラブ活動のモデルとして部員を募集し、地域クラブとして活動に取り組んでいます。

また、教員ではなく、外部指導者による指導を行っている現在の中学校バスケットボール部及び卓球部について、今年度、くまがしクラブが国交省の補助を受けた共創・MaaS実証運行事業を活用し、総合スポーツセンターに公共交通を利用して練習場所を移して活動するなど、地域移行を見越した取組を行っています。また、令和5年8月に中学校教職員に部活動改革の取組など、第1回目の説明会を開催し、その後、同教職員を対象に、個々の地域移行化に対する考え方や意識の捉え方について確認するため、アンケート調査を実施しました。そして、同年12月に、その調査結果から、本町としての今後の地域移行化への具体的な進め方や、地域クラブとして実施しているダンスと硬式テニスの進捗状況について、2回目の説明会を行いました。

今後は、現在の取組を継続しながら、現在活動中の中学校部活動の地域移行に向け、運営方法の構築及び受皿となる組織の在り方などの確立に早急に取り組む必要があると考えています。

2点目の、行政として運営団体等の整備状況の現状についてですが、現在のところ、明確にお知らせできる状況にはありません。課題となるのは、指導者をどのように確保するのか、指導者への報酬などの財源はどのように確保していくのかなど、県の動向を確認しなければならない要素がございます。

3点目の地域移行に向けた協議内容を生徒・保護者・教師等への周知啓発についてですが、教職員に関しましては1点目の質問のとおりでございます。また、生徒、保護者への説明につきましては、令和5年9月に部活動改革についてのビラ及び説明文を作成し、全校生徒及び保護者に配付をし、今なぜ中学校の部活動改革が進められようとしているのかについて説明を行いました。ただし、今すぐに本町として中学校部活動を地域移行化するものではないこと及び学校の考え方を基本に進めていくものであることを当時は伝えてまいりました。今後、奈良県教育委員会から県内の保護者に対して、今後の部活動の方向について文書が出されると聞いております。この文書を確認した上で、早急に生徒、保護者に周知を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

最初、いろいろ、この点については非常に難しいところがあります。けれど

も、平群町地域スポーツ・文化活動推進協議会の設置や、個々にいろんな卓球並びに中学校のバスケット部については、教員でなく、外部の指導者の対応等、いろいろしていただいておるということについては感謝申し上げますが、そこで一番大事になります教職員に対する個々の考え方についてのアンケート調査をなさったということで、今御答弁いただきました。その結果、どうであったか。また早急に取り組む必要があるということを考えていると今御答弁されてましたが、改めて年次計画のほうはどうですか。

2点目につきまして、指導者の報酬並びに財源はどのように確保していくのかということの県の動向並びにそういう方針が今のところ出ていないということでございますという御答弁いただきました。いつ頃、県の方針が出る予定になっておりますか。

また、地域移行に向けた内容、保護者等への周知、いろんなことが決まったら徹底してお知らせしてほしいというふうな質問でございますが、今後、奈良県教育委員会から県内保護者に対して今後の部活動については文書が配付されると今御答弁されました。この件について、また、この文書についてもいつ頃発送されるか、予定はついてないですか。

○議 長

教育部長。

○教育部長

何点か質問いただきました。

まず、1点目の教員へのアンケートと、それから、改めまして今後の年次計画ということでございますが、教員のアンケート結果は部活動指導に負担を感じている教員というのが58%。また、部活動の地域移行を望む教員というのが86%になっておりました。今後の年次計画につきましては、現在、協議会の設置、教員へのアンケート、部活動の意向などを見据えた取組の中であり、年次計画を名言することは難しいということですので、少し御理解のほどをお願いしたいと思います。

それから、2点目の質問の中で、県のほうからいろいろ方針が出るということで、いつ頃ですかという質問なんですが、現在、関係機関には問合せしておりますところですが、明確な方針というのは現在は出されておりません。時期的にもいつというのもまだはっきりとしておらないんですけども、早急に出すということは聞いております。それから、周知につきましては、その文書が出次第、早急に生徒、保護者のほうには周知してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

ここで大事なことがあります。今、部長が御答弁されたように、教員のアンケートの結果、部活動指導に負担を感じている教師さんが58%、また、部活動の地域移行を望む教員が86%おいでになるというふうな平群町の中学校のアンケート調査が今発表されました。非常に一定のことは私は理解できます。そやから、速やかに地域へ移行しなさいということであろうと思います。

今後、その年次計画については、今大変いろいろなことを総括できませんので難しいということで御答弁いただきました。その年次計画については、あと残るところ来年度しかありませんので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

3点目につきましては、今後、奈良県から県内保護者に対して、部活動の在り方について、いつ頃示されるんですかという質問に対して、この件についても非常に問合せしてるけど、まだ難しいところでございます、明確な答弁できへんということでございます。これはもう致し方ないことで、通知文が今度来た場合はすぐに周知をお願いいたします。

少子化問題並びに先生の働き方改革を尊重し、地域の子どもは学校を含め、地域で育てる部活動改革が進められております。そこで、混乱のないように部活動を順調に地域移行していただけるように、教育長並びに関係者の方、よろしくお願ひいたします。

この質問をもって私の一般質問を終わります。以上です。ありがとうございました。

○議長

それでは、馬本議員の一般質問をこれで終わります。

あと5名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、明日改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。明日は午前9時から本会議を開き、一般質問を続行します。

本日はこれにて延会いたします。

( ブー )  
延 会 ( 午後 2 時 15 分 )